

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ） （ 14.1定 ）			
日 時	平成 1 4 年 3 月 7 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐々木(政)委員長、北野副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・ 斉藤(裕)・中島・小林・武井・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済 ・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、中島委員をご指名いたします。

委員長より一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位のご支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました。

特に、当委員会は新年度予算の審議を任されている重要な場であり、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位、市長、理事者の皆様方のご協力を切にお願いいたします。

なお、副委員長には共産党の北野委員が就任しておりますことをご報告申し上げます。

以上申し上げまして、粗辞ではございますが、就任のあいさつといたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告申し上げます。

付託案件を一括議題といたします。

総括質疑に入るわけでありますが、部長及び理事者の皆様方をお願いでございます。

委員各位のご質問にご答弁の際におきましては、職名が委員長の方ではっきりわかるような発言をして、ご答弁に入っていただきたいと思います。お願いをしておきます。

それでは、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○中島委員

介護保険について

それでは、昨日の一般質問に関連して何点かお尋ねいたします。

最初に、介護保険の問題ですけれども、介護保険の保険料減免については昨年から実施されていますが、答弁では、昨年から実施されて、1,400万円の予算で、3,100人が対象だということでありました。

今日、資料を提出していただいております。この資料を見ますと、第1段階、第2段階を対象にして、申請者がこのとおりの数で、実際に該当した数は222人ということです。予定から見ますと大変少ないなど。1割弱で、実質使われたお金も、1,400万円に対して135万円という状況です。このように大幅に違ったという結果についてまずご説明をお願いします。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

ただいまの保険料の独自減免の件でございますが、この独自減免の予算の見込みに当たりましては、個々の方々の収入状況といいましょうか、例えば貯蓄の状況だとか、そういった個人の情報がございませんものですから、便宜的な見積り方をせざるを得なかったということでございます。

そういった中で、予算では、第1段階の方で生保を除いた方、これが139名いらっしゃいました。その中の8割程度を独自減免の対象と考えたところであります。それが、実際にやりますと、資料のとおり、1月末現在では7名であった、こういったことでございます。

また、同じく、第2段階の方でございますけれども、第2段階は大体1万5,000人の方がいらっしゃいます。このうち2割程度を見ようではないかということで、約3,000人を見込んだところでございますけれども、1月末では、これが285人になったということで、予算の見込みの時点では、個々の方々の収入状況がわからない中ではあ

りましたが、結果から考えますと、お１人おひとりの方が今後の葬式の費用をはじめとした貯蓄を持っている、そういう方が結構多い、こういったことが大きな原因であろうかなと、こういうふうに思います。

また、非該当になった方々がこのうちでは40%ぐらいいるのですけれども、これはいずれも、保険料を負担することによって生保所得以下にならなかったということで、私どもが考えていたよりは低所得者の方々が少なかったのかなと、このように受け止めております。

○中島委員

申請者の方の約４割は非該当ということで、今のお話でしたら、貯金が多かったのが大きな原因で、また、保険料を払っても生保基準にならないということですから、第２段階というのは市民税非課税世帯というところですよ。この方々の保険料が幾らかといたしますと、昨年実績では１年間で１人２万８５０円、お２人暮らしでしたら４万円の保険料を払うことになるのです。これが該当しないということですが、実際、この数字でいけば、第２段階の方の１万５,793人のうち何人が該当したかといえ、285人ですから、２％弱です。本当に低所得者対策になったのだろうかという数字に思えるのですけれども、実情は大幅に違ったわけです。

今回の議会で１,000万円の減額補正を出しています。新年度の予算として８００万円が出ていますけれども、これは何人分を見込んで計算した中身でしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

14年度の８００万円の関係でございますけれども、補正時点で１,000万円落としまして４００万円ということで、額で押さえました。したがって、14年度になりますと、本来の額になるものですから、単純に倍の８００万円を見込んだということで、人数の把握といったものについては行ってございません。額で倍になるだろう、こういう見込みをいたしました。

○中島委員

今回の減免制度の特徴は、幾ら貯金を持っているかという貯金額を設定したところも特徴的です。１人１５０万円、世帯で３００万円以下というふうにしましたけれども、この対象者がこんなに少なかったということからすれば、そもそも１,400万円は保険料の独自減免としてやろうじゃないかと決心したわけですから、これに該当するように、低所得者対策の枠を広げるということを考えてはいかがかなと思うのです。

そういう点では、貯金額の基準を大幅に増やし、１５０万円じゃなくて、もっと上げる、あるいは、私が提案したように、第３段階まで含めるべきです。無年金の方が入っている第３段階なのです。そういうことは検討できないでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室長

第２段階の場合、ご夫婦お２人のケースで、年金収入でまいますと、５００万円以上の場合も非課税世帯ということで、大変幅が広がります。そういう関係もありまして、どこまでが低所得者という定義もなかなか難しいわけでございますけれども、そういう中で私どもが試算して、結果的に試算よりかなり下回ったという経緯がございます。

いずれにいたしましても、この保険料の減免につきまして、全国の市町村は３,249あるわけですが、減免を実施しておりますのは３０９市町村、９.５％だけでございます。また、一般財源を繰り入れている市町村は74市町村で、全体から見ると２.３％、こういう中で、私ども小樽市は先進的な形で実施してきている経緯もございますので、こういう厳しい財政情勢の中で、これ以上の拡大はなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

○中島委員

今ご答弁のあったとおり、先進的な部分は確かにあるのです。一般財源の投入と、貯金額も、ほかの市町村は非常に低い額ですから、いい方だと思うのです。でも、これで低所得者対策として十分か、ここから見ると、検討の

余地は十分あるのじゃないかということで、ぜひ今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

障害者控除について

次は、障害者控除の問題について取り上げます。

税金の割引の問題ですから、どういうことかと思われる方も多いかと思いますが、新潟県の中で、介護保険で要介護認定を受けた高齢者の皆さんに障害者控除の認定書を発行している、こういう話が情報としてあります。

そもそも、障害者控除というのは何なのか。高齢、老人だということでの税金の控除というものがどんな実態にあるのかということを最初にご説明ください。

○（財政）市民税課長

障害者控除の範囲といえますか、そういう関係でございますけれども、7点ほどございまして、1点目には、精神病の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は知的障害者とされた者は特別障害者ということになってございます。

2点目に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で1級の方、この人は特別障害者です。

3点目には、身体障害者手帳の交付を受けている者で1級又は2級の方につきましては特別障害者です。

4点目には、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、特別項症から第3項症までの方については特別障害者です。

5点目には、原子爆弾被爆の認定を受けている方は特別障害者です。

6点目は、常に就床を要し、複雑な介護を要する者については特別障害者、こういうふうになってございます。

7点目には、以上申し上げましたほかに、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、市町村長、特別区の区長又は福祉事務所の認定を受けている者について、特別障害者に当たる者は特別障害者、普通障害者は普通障害者というような区別になってございます。

また、老人控除の対象ということでございますけれども、所得税も同じですが、老人扶養控除という市民税の控除がございます。これにつきましては、70歳以上で同居している親がいる場合は58万円の控除ということになります。また、別に暮らしている場合については48万円の控除となります。また、70歳以上の親が特別障害者で同居している場合には93万円の控除がされます。70歳以上のおじ、おば、兄弟、親戚等々が特別障害者で同居している場合には83万円の控除が受けられるということになってございます。

○中島委員

ご説明いただいたとおり、障害者控除には、特別障害者控除と障害者控除、この二つのランクがあります。老人控除でも、同居している家族の方にご老人がいるということで、その状況によって控除になるという中身です。

これが、介護保険のサービスを受ける要介護者だと認定された段階で控除の対象になるのか、この問題です。新潟県では、控除の対象になるとして既に認定書を発行しています。小樽市ではまだ実施されておられません。介護保険の要介護認定を受けた方も、こういう障害者としての控除の対象になるとお考えでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

障害者控除の内容については、今、市民税課長からあったとおりなのですが、お尋ねの、控除を認定するための基準と介護保険との関連ですけれども、控除の認定をするための基準につきましては、国の方から具体的な通知はございません。さきほど市民税課長からお答えしましたように、市町村長が認定するための基準を定める内容になっております。

これにつきましては、最近の通知の内容といたしましては、介護保険法におきます要介護認定、それと障害者控除というのは基本的に別物でありまして、リンクするものではないという考え方が示されております。そういったことから、どのような検討ができるかということで、福祉部としても検討しているところでございます。

○中島委員

実際にどれだけ控除の影響があるかということについてちょっと確認したいと思うのですが、例えば、35

歳の世帯主がいて、年間給与が 500万円、無職の奥さんと、子どもが2人いて、7歳、5歳、夫の母として71歳の方が同居している、こういうときに、このお母さんが健常者である場合と、いわゆる障害者である場合、特別障害者である場合の控除の影響というのは計算したらどういふふうになるでしょうか。

○（財政）市民税課長

所得税の関係で申し上げますけれども、それぞれいろいろなパターンがございまして、細部がどうなっているか、ちょっとわかりませんが、今、中島委員がおっしゃったような方式で申し上げますと、母親が同居の健常者という場合においては5万円程度の所得税ということになります。

この方が障害者で同居するということであれば27万円の控除がございますから、所得税10%の税率とすれば、2万7,000円程度の税減がされるということになります。

また、特別障害者は、さきほども申し上げましたけれども、障害者控除が40万円ということと、同居ですから、扶養控除が93万円ということでございまして、この計算上でいきますと、控除額の方が多くなりますので、所得税はかからないといいますが、そういう状況になるうかと思えます。

○中島委員

大変大きな影響になるので、実行できるものなら、早く取り組んでいただきたいというのが私の意見です。

今、介護保険と必ずしもリンクしないとおっしゃいました。それでは、独自の基準をつくって、小樽市長の認定書をつくれればできるということですね。国の基準で、全国一律こういう基準でやるようにと、そういうことが示されているのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

さきほどの答弁と重複する部分もございしますが、委員からも今ありましたように、介護保険とはリンクしないとさきほど申し上げました。そういう考え方は国から通知されております。

ただ、そのほかの方法でどのような基準でやるかということについては、今のところ、調査しておりますけれども、ほかの基準のやり方というものは特別なくて、医師とか民生委員、そういう方々の協力を得てやりなさいということになっております。そういう状況でして、今検討を始めたばかりの段階でございしますので、今ここで、どうするということは申し上げられない状況でございます。

関連しまして、道内の主要都市にも状況を照会してみましたけれども、小樽市とほぼ同様の状況で、どういふかという状況になっております。

○中島委員

確認しますけれども、1970年の所得税法の改正のときに、65歳以上の方で寝たきりの人、身体障害者手帳がなくとも町村長や市の福祉事務所の認定を受けた人は、障害者控除、特別障害者控除の対象になるとされているので、希望すれば、市としてはこれは認定しなきゃならないわけですね。拒否できるのですか。

○（福祉）社会福祉課長

申請がありますと、今、基準のことも申し上げましたけれども、基準がありまして、その基準に照らし合わせて、市が認めれば税務当局は認めるということになっておりますが、今申し上げましたように、その基準というものがまだ整理されておきませんので、明快な答弁はできない状況でございます。

○中島委員

その基準の問題ですけれども、例えば、新潟県の長岡市の例では、介護保険の要介護認定1、2の方を障害者、それから、3、4、5を特別障害者として、これを税務当局に確認の上、この基準を使ってやっているのです。医師の判断、それから調査の結果、そして集団的な市の認定基準があるわけです。非常に合理的な方法だと私は思うのです。これを採用するしないは当局のお考えですけれども、速やかに検討して、控除が受けられるようにしていただきたいと思いますが、努力目標として、いつごろから実施できるようになるものか、お聞かせください。

○福祉部長

前段に課長からお答え申し上げておりますように、課題といいますか、検討することがいろいろあるものですから、今のところ、いつという具体的な時期は明示はできませんけれども、検討を始めたばかりなものですから、少し時間をいただきたいというふうに思います。

○中島委員

それで、市長にちょっとだめ押しをしたいと思うのですけれども、これは５年間さかのぼって控除を申請できるという話を聞きました。でも、ご高齢の方ですから、いつ命が終わるかわからない。５年間待って整理している間に控除を受けられない方も出る可能性もあるのですから、急いでいく必要があるのじゃないかと思うのですけれども、ぜひ前向きに、早い時期を目指して頑張るということで、少しでも市民の皆さんの利益になることに力を尽くしていただきたいと思いますが、時期的なものも含めて、早期に実施していただく方向で言っていただけないでしょうか。

○市長

大変申しわけないのですが、話を今初めて聞いたものですから、内容がよくわかりませんので、原部の方とよく相談させていただきます。

○中島委員

市長がまだよくわかっていないということは重大問題だと思うのですけれども、大至急話を詰めてください。

（「予算委員会の最中に詰めてください。」と呼ぶ者あり）

○中島委員

国保について

それでは最後に、国保の問題に移ります。

国保の問題については、昨日の私の一般質問で、資格証明書と短期保険証の問題を取り上げました。今日、資料提供を受け、皆さんにも数字が見えるように準備いたしました。制度の問題が大きいというふうに市長が答弁してありましたけれども、国保に関しては、国の責任は大変大きいものがあると私は思っております。

赤字の原因は、小樽の市民の皆さんの健康保険料が医療費に見合ったものになっていないというふうに答弁してありましたけれども、32億円の赤字で、今年度分を入れたら35億円に増えました。

国は、保険料の収納率に対してペナルティをかけていますね。そして、普通調整交付金を減額していますけれども、小樽市の保険料の納め方が悪いといって、これまでに削ってきた調整交付金は、現在の段階で幾らになりますか。

○（市民）保険年金課長

収納率の低下によりまして基準に達していないということでペナルティを受けておりますけれども、昭和56年から平成14年までの20年間の数字になりますが、23億 9,600万円ほどになっております。

○中島委員

23億円も国は小樽市に対して払っていないのです。保険料を払わない払わないと言うけれども、国も応分に払っていない実態があるわけですから、これは私たちが責められるものじゃないと思います。むしろ、このお金をきちっと返してくれ、そうすれば大方の赤字は解決できるのだということを国に求めるべきじゃないかと思いますが、市長、どうでしょうか。市長に聞きたい。

○市長

国に求めるべきものなのかどうか、今の段階で判断できませんので、何とも申し上げられません。

○中島委員

そうしたら、ちょっと考える時間を置いて、また改めて聞きたいと思います。

例えば、昨日、加入者間の公平の問題もおっしゃっていました。未納世帯が払わないのは、苦しい中で一生懸命払っている人に対して不公平だ、こういうふうにおっしゃっていました。公平じゃないとおっしゃいますけれども、資格証明書発行数の64%の方は接触できなくて、どういう理由で保険料を払っていないか、把握できていないと言っているのです。こういう理由もわからないで不公平だと言い切れるもののでしょうか。ここはどうですか。

○（市民）保険年金課長

今、64%ということで数字を申されましたけれども、資料にございますように、64%と申しますのは、常時不在者が39%と、未接触が25%で64%という数字を入れたと思いますが、未接触につきましては、その前から始めておりましたけれども、11月22日時点ではまだ進行中ということで、この後、接触は図ってございます。

それから、39%の方は、昨年6月に催告をいたしまして、8月には予告をしております。その後、特別に事情があれば申し立ててほしいということで、文書で予告しまして促しておりますし、それから、夜間電話とか臨戸訪問をする中で、市長の方から昨日答弁しておりますけれども、連絡票を入れてまいりまして、何とか連絡をいただきたいということで当方としても努力はしているのですが、それでも何も連絡をいただけない。そういう行政の働きかけに対しまして、言葉は適切かどうかわかりませんが、誠意がちょっと見られない、それが実態ということで、それがその方の態様というふうにとらえております。

ですから、そういう方に保険証を渡してしまうというのは、苦しい中で支払っている方もいると思いますので、そういう方との公平上問題があるのじゃないかという昨日の答弁でございます。

○中島委員

昨年10月に資格証明書を発行してから、資格証明書で市内の病院で受診した方は何件ありましたか。その方々は、小樽市に保険料を払って、正規の保険証を取得したのでしょうか。

○（市民）保険年金課長

資格証明書を使いまして病院で受診すると、特別療養費を請求することになるのですけれども、昨年10月、11月、12月の3か月で4件ございました。

お1人の方につきましては、入退院を繰り返してございましたので、3か月証を届けに行きました。その後も3か月証の交付を続けてございます。

それから、もう1件の方が1月に生活保護に移りましたので、国保を抜けてございます。

それから、もう1人の方は、道内を転々としておりまして、いつ行っても会えない、また、連絡票を置いてきても連絡をいただけないという方でございますので、引続き折衝に努力したいというふうに考えてございます。

それから、もう1件の方につきましては、奥様が社会保険を取得してございます。ある程度収入があるのですけれども、旦那さんの方が無申告であつたりということで、奥さんの方とは会えるのですが、旦那に聞いてくれというふうなことで、なかなか折衝が進んでいない状態であります。特別な事情が認められない限りにおきましては、保険証はお渡しできないということです。

○中島委員

今、4件の方のお話を聞いて、いわゆる資格証明書の適用はこの1件だけじゃないかなと私は思いました。理由がわかれば、そういう判断もつくと思いますけれども、理由がわからないで出してしまうというのはやっぱり問題じゃないかと思うのです。今丁寧におっしゃったように、いろいろ働きかけてもこたえてくれない、誠意がない、このことが問題だとおっしゃいました。

実は、先週の日曜日に市内の医療機関の事務長さんから聞いた話ですけれども、企業組合の皆さんの健診に行ったら、血圧が200以上と高い方がいて、大変だから、すぐ病院に行った方がいいとおっしゃったら、保険料を払っていないし、保険証もないから病院には行けないのだ、そう言って、行かないというのです。それで、どうしようもないから、とにかく連れてきて、お金のかからない運河健診だけは受けさせた、こういうお話でした。本人に誠

意がないのじゃない。

私が例に挙げた、相談に行った方はまだいいのです。自分で相談に行く力があるのです。初めからあきらめて、仕事もない、お金もない、保険証も来ない、こういう状態に甘んじざるを得ない人方がたくさんいるということを問題だと思わなきゃならないと思うのです。自分にはそういうことができないというふうにあきらめて、病気になってもそのままにいる人がいるということに、それこそ手を差し伸べるのが本当の市長の役割じゃないかと思います。

こういう点で、今、課長がおっしゃったような、きちっと理由が明らかにならないものに関して機械的に証明書を発行すること自体、早急にやめるべきだと思います。短期証もやめていただきたい、こういうことを重ねてお話ししまして、質問を終わります。

○市民部長

確かに、加入者の中にはそういう苦しい方がいらっしゃると思います。昨日もお答えしましたけれども、私どもとしましても、可能な限り、電話あるいは臨戸訪問といったことで、加入者との接触を図るようには努めたいと考えております。

しかし、予告文書の中でも、大変な方は窓口に来ていただきたいということをお願いしているわけでございまして、私たちとしても、特別な事情があれば、それはやむを得ないと考えてございまして、そういったことでは、特別な届出もしてほしいなど。確かに、行けないというお話も今ございましたけれども、そういったことで、これからも対応してまいりたいというふうに考えてございまして。

それから、ちょっと外れますけれども、さきほど財政調整交付金のペナルティの話がございましたが、これは、全国市長会でも、従来、保険料の収納割合による普通調整交付金の減額の算定基準の緩和についてはずっと運動してございまして、平成11年にも、４段階から７段階に緩和が図られてございまして、現在も全国市長会の方では要望を続けてございます。

○北野委員

教員の加配について

市教委にお尋ねします。

教員の加配について、小樽市の平成14年度の申請状況はどうなっているか、現状と対策について説明してください。

○教育長

現在、平成13年度のティーム・ティーチング加配について調査が行われておりますが、それと並行して、道の教育委員会から、平成14年度に申請する学校の書類を上げてくれという要請が来ております。

この調査の結果、道教委、文部科学省でどのような結果を出すのかわかりませんが、市の教育委員会としては、平成14年度、きちんとした形でティーム・ティーチング加配を受けたいと考えており、この議会中にでもまた道教委にお話をしにまいりたいと考えます。

○北野委員

これにかかわって、文部科学省が、小樽市に対して、ペナルティの意味を込めて、小樽市の加配は認めないというようなことにはならないでしょうね。

○教育長

２月の中旬に道の教育委員会に、文部科学省はそういう方針ではないのかということを尋ねたのに対して、そのようなことは聞いていないという回答をいただいています。

○北野委員

心配しなくていいということですね。

議案第36号について

これは財政部に尋ねます。これは総務かな。

議案第36号に関して、条例と予算説明書が違っているのです。これは皆さん方も承知の上なのですが、2月25日、臨時に、補正予算で3億円余りが欠落していたことを差し替えるという説明があったときに、どうしてこのことも説明しなかったのですか。

○総務部長

確かに、特別職の給与の減額につきましては、提案予定の議案について説明する段階では、当然、そういう方向にすることがありましたので、実際にその説明の段階で、その部分についての予算との関連についてもお話すべきことだったと思いますが、その点では、予算が留保されていくということもありまして、その面については、予算書の調整というか、そういう関係では、その分についての予算にはなっていないということについて説明をすべきだったのですけれども、私の説明をちょっと欠いたということについては、不十分だったと思っております。

○北野委員

その予算が留保されているということを知覚するというか、予算が留保されているから何も説明する必要がないというふうに判断して説明しなかったのではないですか。

○総務部長

確かに、削減することですから、予算は留保されることになりますけれども、実際に、私たちは、今後も補正をお願いする段階もありますので、その折には整理をしなければならないというふうには思っておりましたが、その時点では余にも急なことで、そういう方向づけがなされたものですから、予算の提案時には間に合わなかったということがありまして、説明が十分でなかったというふうに思っております。

○北野委員

説明が不十分ということではないですよ。わかっていて、議会に何ら説明しなかったということですよ。

私が問題にするのは、3億2,400万円ですか、補正予算の歳出が落ちていたということで差し替えて、その説明があったわけでしょう。当初の説明と違うと。臨時の議運まで聞いてやったのです。そのときにわかっていたのだから、どうして一緒に説明しなかったのか。説明が不十分なんていうものではないですよ。わかっていて説明しなかったのですよ。

私が問題にするのは、調整手当も同じなのです。三役や教育長はカットする。だけれども、予算には留保されている。カット前の分が載っていて、留保されているから執行には差しつかえない、だから、説明の必要がないというふうにあなた方はおっしゃるのです。

しかし、これは財政部長に聞きますけれども、款項目節のうち、款項があるでしょう。これは議会の議決の対象になるのです。そしたら、議決の対象になる金額が条例と違っているということがわかっていて、議会側は、はいはいというふうにはならないですよ。

執行上差しつかえないというのは私もわかりますが、議決の対象になる金額が提案している条例と整合性がとれないで、違っているのに、何ら説明しないで、こちらから指摘されるまで、申出も何もないでしょう。どうしてそういうことをするのですか。違っている金額を議決するわけにはいかないですからね。

○助役

この件につきましては、当初予算の計数が確定する段階では、削減幅をどうするこうするといったような結論が出ていなかったということが一つ前提にあるわけでございまして、最終的に計数が決定した後に、今提案している率を確定させていただいたということで、確かに、本来からいいますと、予算の内容と条例の制度改正の内容とが基本的に一致すれば一番理想なのでしょうけれども、今回はそういういきさつがありまして、条例の内容と予算の

内容が一致しなかったということは、さきほども申し上げましたように、予算の範囲内でやらせていただくというような観点で予算の修正はしなかったということでございまして、その後の先般の補正予算関連の修正の際に説明がなかったというあたりにつきましては、総務部長から申し上げておりますように、ちょっと配意が足りなかったということで、説明の機会があったにもかかわらず、説明をさせていただかなかったということについては、配意が足りなかったというふうに思っております。

○北野委員

これは委員長にも協議をお願いしたいのですけれども、金額が違ったまま議決していいかどうか、これは後で理事会で協議してください。悪かったというだけで済む話でない。このまま、金額が違っているのがわかっていて、我々が議決をするかどうかということが問われるのです、議会側は。

正誤表を配る気になったら、何ぼでも配れたわけですが、そういうこともしないで、指摘されても、これはうまくなかったということで訂正の意思も何もないのです。これで、議会側に、議決の対象となる金額が違っているのに、そのまま採決してくれということはどうなづけませんね。議会側として、ばかにされているような感じを受けますから、これは後で協議してください。委員長、いいですか。

○委員長

検討させていただきます。

○北野委員

消防力の基準について

次に、消防力の基準の問題で質問させていただきます。

消防本部に伺いますけれども、消防力の基準にかかわって、基準を下回っていても現場の安全に問題はないのかというふうに聞いたら、市長は、これについては安全を図っているという答弁で、心配はないと胸をたたく答弁ではなかったのです。

資料も出されていますから、現場の状況について、火災に出動したときの現場の消防自動車の配置、人員、これについてどうなっているかということを説明してください。

○（消防）警防課長

消防自動車の配置についてということで、資料に基づきましてご説明させていただきます。

最初に、火災の初動体制でございますけれども、放水口数であります、いわゆる四方から放水するという４口の放水が基本となっております。それをまずご説明していきます。

資料の左側にございます国の基準についてご説明させていただきます。

２台、１０人、４口延長が基本ということでございますが、４口放水するために、ホースは、１線、２線、３線、４線と呼んでいるわけですが、４線を延長するということでございます。

図の中で と につきましては、放水を担当する筒先担当ということでございます。

それから、 につきましては、救助要員を示してございます。

それから、「指」と書いてありますが、これは指揮者でございまして、放水場所あるいは放水圧力を逐一隊員に指示するということです。

それから、下の方に がございますが、これは水を送る機械ということでございます。

それから、下の方に車の図がございましたが、ポンプ車又はタンク車ということで書いてございますけれども、国の方では、車のタンク、ポンプ指定はない、こういうことでございます。

したがって、行くときには、１台５人の２口放水ということで、２台で１０人の４口放水を基本としておる、こういうことでございます。

次に、右側の方が小樽市の体制ということでございます。

４台、14人から16人で、４口延長を基本としておる、こういふことでございまして、図の中で と と と が 筒先担当員ということでございます。

それから、 と が機械係です。「指」というのが指揮者、こういふことでございます。

小樽市の方は国の方の がいないということになりますが、国の方の というのは、いわゆる人命救助要員ということでございますが、当市は、火災出動の通報と同時に、ポンプ車、タンク車のほかに、専門の救助隊を設立しておりまして、救助工作車が同時に出動する、こういふ体制をとっておるわけでございます。

小樽市の放水態様について若干ご説明いたします。

タンク車は水を積んでございまして、その水を生かすために、燃えている建物になるべく接近し、そこからいち早く放水する、こういふ使命を持っておるわけです。

ポンプ車は、消火栓あるいは防火水槽に接続いたしまして、タンク車の水が切れる前に補給する。さらに、補給が終わったら、ポンプ車の隊員はタンク車からホースを延長する、こういふことで、基本的に、ペア作戦と言っておりますが、こういふ体制で、４台４口ということでございます。

国は４口の10名ということでございますが、当市は、４台４口の14名ないし16名、こういふ体制で、効率的な放水活動とともに、隊員の安全を図っておる、こういふことでございます。

以上でございます。

○北野委員

警防課長の話を聞いたり、この基準の資料を見れば、火災の現場に一齐に４台行って、４口が直ちに放水を始めように聞こえるのだけれども、そんなものではないでしょう。時間差があるでしょう。まずタンク車で駆けつけて、放水は１本でしょう。

その後、続いてきたポンプ車と接続して、タンク車の水が切れないように補充する。それが軌道に乗ったらポンプ車の方からも放水することがある。だから、一番最初に火災現場に着いて放水するのは１口ですね。

支所、出張所に配置されている消防自動車のタンク車やポンプ車のこと、あるいは火災現場との距離からいって、４台４口放水というのは、平均して、火災出動してから何分くらいたったら整うのですか。一齐に４本が出ているかのような印象を受けるけれども、それは違うよ。

○（消防）警防課長

新消防力の基準が示されまして、実は、従前の基準では毎分 400メートルで、時速24キロという基準でございました。当市の走行速度につきましては、新消防力の基準が出たのが平成12年１月でございますので、平成10年、11年の主な火災につきましてデータをとりました。当市は、毎分 527メートルになってございまして、時速では32キロぐらいだということでございます。

基準では、出動から 6.5分で放水することで延焼拡大を防止できる、こういふことが一つの目安といいますが、指針が出てございます。その中で、走行に当てられるものは 4.5分でございます。到着してから放水までのホース延長の所要時間は２分、こういふことが示されてございまして、 4.5分を掛けますと、千七、八百メートル走れるということでございます。

前の基準と比較しますと、距離で 1.7倍、守備範囲として円を書きますと、面積で 1 署所の守備範囲が約 3 倍ということでありまして、それを小樽に当てはめてみますと、若干のあれはありますけれども、ほぼ充足するという状況でございます。

したがって、署所あるいは火災の場所にもよりますけれども、国で示された基準と同様、平均 4.5分で現場に到着し、 6.5分で放水している、こういふ状況でございます。

○北野委員

課長の説明のところで、基準に照らして、やはり問題があると思うのです。それで、この資料によって、指揮者

はいるけれども、連絡員はだれがやるのですか。例えば、タンク車とポンプ車の間、あるいはタンク車の圧力調整、それからタンク車とポンプ車の圧力の調整の連絡、これはその４人の中でだれがやるのですか。

○（消防）警防課長

小樽市の図面の方で、いわゆる伝令員と分けたのですが、 と がホースを延長します。ホースの延長が終わったところで機械の方に走っていきまして、見えるところから放水を始める。これは、言葉とともに、手信号がございしますので、こうしたときには真っすぐ上げるということで、遠くからでも見える形でやりまして、放水する。その伝令が終わりましたら、筒先担当の方に入る。こんなようなことで、一時的には筒先が１名になるおそれがございします。

ただ、今は、筒先で水をとめたり、いろいろとできまして、１人になったときには、反動力のないように若干水を弱めるとか、筒先でできることになっております。

また、機械同士の連携でございしますけれども、全部の車に無線がついておりまして、これで、タンクの水が少なくなった、ポンプ車のところで圧力を上げるというようなことで、了解ということで、常時連絡をとってやっているわけでございます。

○北野委員

そうすると、この資料の小樽市の図で言えば、 と のだれかが伝令員になって飛ぶのでしょうか。その間は放水の圧力を下げるのかい。それでは消火の能力が落ちるでしょう、現場で。

○（消防）警防課長

機械の方の送水技術員というものがございします。したがいまして、地面にいるときと高所での放水との圧力の差はございします。基本的に、１人で持ちこたえられるのは３キロと言われてございします。２人では５キロぐらいまで持ちこたえられる、こんなようなことで、ポンプ車には圧力ゲージがついておりますが、ホースを１本延長するごとに３分の１キロの損失があるということで、延長ホース、あるいは筒先に何人いるのかというようなことはかりながら機械の係は水を送る、こんなようなことで、消火活動と同時に、隊員の安全も図りながら行っている、こういうことでございします。

○北野委員

と のだれかがタンク車の方に連絡に行く、そのときはポンプ車に指示して圧力を下げている。そうしたら、の伝令の人が戻って２人になった場合、圧力を上げるといのはどうやって連絡をとるのですか、離れているのに。

○（消防）警防課長

これは、指揮者も携帯無線を担いでおりますので、指揮者から機械員の方に無線連絡することもございしますし、機械員が見えるところであれば、筒先に届いたなということで圧力を上げるということもございしますし、また、ホースを５本延長したのであれば、ついたのだらうというようなことで、長年の経験で圧力を上げるとか下げる、こういうことでやっているところでございします。

○北野委員

私が詳しく聞いたのは、放水口は必ず２人で持って、圧力は必要なものを保ちながら消火に当たるということが必要なのです。これは皆さん方はご承知のとおりです。その場合に、伝令要員で欠けたら、消防能力、消火能力が一時的であっても落ちる。

あるいは、放水する人は最も近いところでやるわけですが、前に、モルタルの壁が倒れて、１人でやっていて下敷になるという事故が起こったとか、あるいは、火災現場で被災者は、自分の財産が燃えるかどうかということでずから、大変エキサイトしているのです。そのとき、放水の圧力が弱いということなんかで、かつて蘭島ではトラブってけんかになったことがなかったですか。だから、そういうことで放水が事実上できなくなるということを防

ぐために絶えず２人ということになるのです。

そうしますと、今の消防力の基準で言えば、これは充足していない。もうちょっと人数が多ければ、そういう心配がなく、市民の財産と安全を守ることができるのです。最小限そういうことをすべきだと思うのです。

そこで伺いますが、消防力の基準のうち、消防本部と、実際に現場を担当する勝納の消防署から蘭島の支所に至るまでの現場の人員は、消防力の基準で言えば何名、それから現有は何名というふうにお答えください。

○（消防）総務課長

現場の数でございますが、消防署の現場は、署長以下、現有が 234名です。それから、基準は、299名のうち、246名がこの体制の基本になっております。

○北野委員

だから、本部の方はまた別の機会にして、実際に消火活動に当たる現場の方で、職員が消防力の基準に照らして12名不足しているのです。そして、さきほど指摘したように、実際に火災現場で消火に当たる人がちょっと足りないということは皆さんの説明からもはっきりしているのです。

ですから、少なくとも、消防力の基準について、本部も含めてやれば一番いいですが、そこまでいなくても、差し当たり、消火活動に当たる、あるいは救助に当たる現場の要員は基準を満たすということが必要だ。これは雇用の拡大からいっても大変重要です。

中島議員が昨日指摘したように、高校生のアピールですが、自分は体が丈夫で1日も休んだことがない、現場の仕事が好きだとアピールしている子どももいるのですから、そういう若い人を採用して、少なくとも、新しくなった消防力の基準の人員を現場ぐらい満たすというふうにはなりませんか。

○（消防）総務課長

今の北野議員のご質問ですけれども、さきほど4口放水というお話がございましたが、確かに、警防課長がご説明した中で、皆さんもおわかりにならない点が多々あったと思いますが、これから、私どもといたしましては、前にもお話をしたように、適正配置計画について今着手してございまして、その中で、当然、消防の施設、それから消防車両のほかに、人員についても含めて検討してまいりたいと思っています。

ただ、何分、消防団との連携、さらに救急車配置の陳情等がございまして、そういった新たな業務もございまして、それらも含めて、策定に向けて作業を進めていきたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○北野委員

去年の3定するときも、もう少し時間をかしてくれということでしたでしょう。今聞いても、また時間をかしてくれということで、一体いつまで引っ張るのか。

総務部に伺いますけれども、行政改革で、消防署の職員の減員も対象にしていますね。

○（総務）総務課長

消防署職員という形ではなくて、消防署の適正配置という形ではあります。

○北野委員

すりかえをしないでください。だから、消防署の職員も減らす対象にしているのでしょうか。

○（総務）総務課長

職員数の削減という項目はあります。その中では、何も市長部局だけではありませんから、全体の中で考えるということです。

○北野委員

消防署の方では、今、適正配置で検討していると。今のやりとりの流れから言えば、増員でもって検討しているように聞こえるのだけれども、行政改革を進める総務部の方は職員数を減らせと。そういう圧力だって総務部から

消防に行くのでしょうか。そうしたら、どうやって適正にするのですか。いつまでたっても、特に火災現場で苦勞されているそういう職員が充足されないということになりませんか。

○**総務部長**

消防職員数の関係でございますけれども、さきほど消防本部の総務課長からお話がありましたとおり、消防の体制の在り方というものを消防でも今検討しておりまして、まず、小樽市の地形に合わせた有効な動き方をしなければならぬだろうということで、署所の再配置の関係についても今検討しているところでございます。

さらには、今の実際の消防の職員と消防団とどういうふうに一致協力しながら、市民の安全と生命を守っていくかということも検討課題にしておりまして、そういう中で、その方向性をたどりながら、体制を強めていくというふうに考えているところでありますので、その辺にあわせて、行政改革の面からも、どういう取組ができるのかということも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○**北野委員**

市民の生命と財産を守る第一線の方で、指摘したように、もうちょっと人員がいれば完璧な消火活動ができるのに、現場に大変苦勞をかけているのが実態です。そこをさらに、現場の要員を減らすようなことは絶対に認められません。消防力の新しい基準で大幅に基準の人員が減ったのですから、これ以上減らすということは認められない。

救急車の配置について

最後に、救急車の配置について質問しますが、全会一致で、救急車を基準どおりもう１台配置するということが採択されたのですけれども、これをいつやりますか。

○**（消防）警防課長**

国の基準が変わりまして、確かに、国の基準とは１台の開きがございまして。救急出動件数は昨年は５,342件ということで、過去３年間連続、５,000件台ということでございまして、確かに、増加の傾向にございまして。しかしながら、現有の４台の救急車で必要な対応をしてきたもの、こんなふうに考えてございまして。

救急車の増車でございまして、前回の議会でご答弁しておりますけれども、段階的に今取り組んでおる、こういうことでございまして、例えば、救急車を１台配置するには、出張所の消毒室の設置、それから資格の問題等がございまして。例年、２名程度の救急隊員資格者の養成ということでございまして、来年度は４名ということを目指してございまして、精力的に今、取り組んでいる、こういうことでございまして。

○**北野委員**

いつから配置するというふうには明言できないのですか。

○**消防長**

救急車をいつから配置するかというご質問でございますけれども、今、警防課長がご答弁いたしましたように、資格の問題、施設の問題、車両の問題などいろいろございまして、まだしばらく時間はかかるだろう、そのように思っております。

○**北野委員**

救急隊員の労働条件のことなのですが、４台配置されておりますけれども、花園１台、手宮２台、銭函１台ですね。回数から言うと、花園、手宮の救急隊員の出動が銭函の隊員より圧倒的に多いということになりますね。数を説明してください。

○**（消防）総務課長**

ご指摘のとおり、花園の高規格車、手宮の高規格車の出動回数、これは銭函と手宮の救急車に比べますと大分差がある、こういうことでございまして。２,000件を超えているということで、確かに、差はございまして。

それで、道内の市の１台当たりの救急出動状況を調べてみました。札幌の状況でございまして、

○**北野委員**

札幌はいいから、小樽のやつさ。

○（消防）総務課長

確かに、差はございますけれども、他都市と比べますと、１台当たり千二、三百という件数はさほど多くない、こんなことで考えておるところでございます。

○北野委員

最後になりますけれども、救急隊員の健康が心配なのです。私は現場の方から話を聞きましたけれども、体調の不調を訴える方が、手宮、花園の方が多いのです。これは当然なのです。ああいう緊張の中でやるわけですからね。

ですから、救急車の配置について、特に救急隊員の健康の問題がありますから、手宮、花園、銭函の救急隊員の勤務サイクルについて間隔を短くして、１年間あるいは２年間のトータルで言えば平均して出動できる、そういうふうにして、救急隊員の健康を守るということは非常に大事だと思うのです。

その点は皆さん方の計画の中にありませんし、それから、救急車の増車についてもまだはっきりしないということなのですが、これは議会で満場一致で採択しているのに、議会で決めたことなんかは知らないというようなことになりかねないので、この辺は、いつまでも、もう少し時間をかしてくれ、もう少し時間をかしてくれと先に引っ張ることは、市民の財産や、命を削って救急に当たっている方々の健康を損なうものになるわけですから、この指摘の点はどういうふうに考えて対応されますか。

○（消防）総務課長

今、委員がおっしゃったように、私どももそういうことを承知してございまして、なるべく、手宮、花園に救急隊員が長い期間固定しないように、銭函を含めた形でローテーションを組んで、異動期間等についても考慮した形をもって、何とか、救急隊員の疲労といいますが、そういったものを低下させたい。

それと同時に、救急隊員は、確かに、出動件数も多くなってきていることから、腰痛といった問題もございまして、今回、新年度から、総務部とも協議いたしまして、そういった腰痛検査も含めて、健康診断といったものもあわせて、救急隊員の疲労度合いをなるべく薄めてまいりたい、このように考えております。

○北野委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○松本（光）委員

ペイオフについて

４月１日のペイオフ解禁対策について、市長答弁では、「地方自治体における主な保全策としましては」ということでございますけれども、そういうことではなくて、小樽市として、本市はこれとこれとこれに対応するのだというきちっとした主な柱を明確にあらわしていただきたいと思います。いかがですか。

○（財政）財政課長

小樽市におけるペイオフ対策ということでございますけれども、代表質問で市長の方からも答弁申し上げておりますが、小樽市としましては、結論からしますと、預け入れている預金がありますし、借り入れているお金がありまして、その相殺を基本にして対処していきたいというふうに考えております。

今、自治体で研究されているものは、総務省の研究会から示されましたマニュアルがありまして、それをベースに検討しておりますけれども、大きく言いますと、金融機関を評価して安心な金融機関に預ける、それが一つあります。

ただ、それにつきましては、金融機関を調査する方法論がなかなか難しいということもありますし、その結果、

市として危ないというふうに判断できた場合に果たしてシフトできるのか、社会的な影響もあるということで、これはなかなか困難なものであるというふうに考えております。

もう一つは、国債とか地方債等で運用するという方法がありますけれども、小樽市の場合、今、基金で19億円ぐらいの預金がありますが、今の財政事情でございますので、歳計現金への振替え運用等も考えていかなければならないという状況から、現時点ではちょっと難しいというふうに考えております。

あと、相殺につきましては、現在、預託金、預金を含めまして45億円ぐらいございますけれども、相殺の対象になります証書による借り入れ、これが100億円を超えております。金額だけからしますと十分相殺ができるというふうに考えておりますけれども、金融機関ごとに見た場合には、かなりばらつきがありますので、その辺をこの1年かけて整理していきたい。

もう一つには、相殺をするためには、借入れについて金融機関と小樽市で契約を結んでいるわけですが、その中で、当然、借金というのは20年なりをかけて返していくというふうなことになるわけですが、破たん等が起きた場合には一括して弁済される、その辺の契約条項の整備がまだ詳細まで詰めておりませんので、それができるまでの間、4月1日からは、すべて、預託も預金も含めまして、普通預金で運用したい、そういうふうに考えております。

○松本（光）委員

営業内容の把握をするというのは当然なことです。

それで、相殺ということになると、金をたくさん貸してくれているところにはたくさん入れていくという結果になってしまうわけですが、その辺の契約条項というのはどんなものがあるのかということと、とりあえずは普通預金にするということですが、来年の3月には、これもまたペイオフ解禁になるわけですから、緊急避難的措置というだけの話になってしまいますけれども、その後はどうなっていくのか、そういうところまで考えているかどうか、伺います。

○（財政）財政課長

委員がご指摘のとおり、借金といいますか、市債を借り入れている分につきましては、そう簡単によそにシフトしていくわけにはいきませんから、基本的に言いますと、預け入れている預金なり預託の額で調整していくということが基本になると思います。公金ですので、リスクを負うということではできないので、その辺の調整は必要になってくるというふうに考えています。

ただ一方、今、預託制度自体につきましても、制度融資の検討委員会がありまして、そこで協議しておりますので、その辺の状況も踏まえながら対処していきたいと考えております。

あと、契約条項につきましては、我々も金融機関等に行きまして、どういう形での契約になっていけば確実に相殺されるのかというのを詰めているのですが、どうもまだはっきりしない部分があります。

基本的には、破たん等が起きましたら、20年なりの期間をかけて償還していけばいいものが、一挙に基金等で相殺されてしまうということになりますので、そうなりますと、弁済分を基金に積んでいくというような仕組みが考えられているのですが、その辺はまだ詳細が示されていないということもありますので、リスクを回避するために、一たんは全て普通預金ということで、早い時期にその辺を詰めて、相殺を中心に対応していきたいと考えております。

○松本（光）委員

4月1日からですから、もう1か月もないわけですから、確実な運用方法をしていただきたいのですが、答弁の中に、万が一の場合は市長の責任もあり得るということもあったかなと思うのですが、市長の責任というのはどんなことが想定されますか。

○（財政）財政課長

市長の責任というよりも、当然、公金の管理ですので、適正な管理を怠って損失を与えた場合は職員の賠償責任もあり得る、そういう意味でございます。

○松本（光）委員

賠償責任で、市長が１人で個人で賠償できるような金じゃないのでして、そんなものまで責任を持つのなら市長なんかやってられないということになりかねませんので、確実に対応していただきたいと思います。

ワンストップ行政サービスについて

それでは次に、ワンストップ行政サービスなのですけども、サービスセンターで16項目の事務の取扱いをするということで道新さんの方にも出ましたが、早速、私の方には、待ってました、大変いいことであったということで、いろいろ反応がありました。

それで、それじゃ16項目は何なのかと聞かれたのです。ちょっと調べたら、16件のうち、交付事務が5件、取扱事務が1件、受付事務が10件です。中には、こんなものもやっていなかったのかなと思うものもなきにしもあらずですけども、その16件について、いろいろ問い合わせが来るのですが、これは10月からやるということですから、まだまだ時間がありますけれども、これを市民に周知するのはいつごろになる予定でしょうか。

○市民部次長

私どもも、周知が大変大事だと思っております。現在のところ、広報「おたる」の政策版、お知らせ版、両方で周知を図っていききたいと思っております。これは先の話なので、まだ詰まっていない部分が若干あるのですけども、今のところ、7月くらいの政策版と9月1日のお知らせ版、そんなようなことを想定してございます。

○松本（光）委員

ワンストップ行政サービス検討委員会というのが去年の1月からこの1年間で16回の会議を開いて、行政改革推進本部に答申をしたということのようでございますけれども、答申をしてしまった後のワンストップ検討委員会というのはどういうふうになったのでしょうか。

○（総務）総務課長

ワンストップ行政サービス検討委員会といいますのは、改定前の行革実施計画の積残し分を中心にやってきたということがありまして、本来的には、ワンストップというほどのことではないのかもしれませんが、そもそも、改定前の項目では、転入学通知をまずできないかということからスタートしました。それが、機械整備の関係があってできなかったものですから、それでは、機械に頼らなくてもできる方法はないかということですずっと取り組んできたわけですけども、一応、今回答申をしまして、推進本部の方で承認決定を受けましたので、検討委員会は解散という形になります。

○松本（光）委員

課長も言うように、ワンストップにはまだまだほど遠いのかなと。この結果だけを見ると、サービスセンターの事務拡大検討委員会、これだけの話じゃなかったのかなというふうに思えます。

それで、私が指摘した保健所と高齢社会対策室の話ですけども、ああいうような問題がまだまだあるのに、この検討委員会はもうなくなってしまっている。それで、市長答弁では、「まだまだ改善すべきものがあると考えており、各部において、再度、事務処理について点検するよう指示をしてみたい」、こういうことですけども、どのような指示を各部署にするわけですか。

○総務部長

全庁的な行政改革そのものというのは、これからまだまだやっていく課題がありますので、そういう面では、今、行政改革推進会議だとか、いろんな中で詰めておりまして、つい先日も、緊急の財政健全化対策会議を開きました折にも、行政改革そのものを実施していくのが健全化につながるのだという観点から、改めて各部にもお話をしたんですけども、今おっしゃるようなワンストップサービスそのものの関係につきましては、今いろいろな事務が

機械化されてきています。パソコンに入力されたり、いろいろな方法ができるようになってきたということがワンストップサービスにつながることにともなってきますので、そういう意味で、１段階では、検討委員会で、10月1日から実施する分については一幕を閉じましたけれども、今後の関係につきましては、さらに各部に指示いたしまして、全庁的なそういうサービスの向上に向けた方法を考えていくことは続けていくことを考えております。

○松本（光）委員

部長だって、全庁的といったって、全部目が届くわけではないし、上がってこなければわからないわけですよね。その担当でなければわからない、窓口にいなければわからないということもあらうと思いますけれども、市民の声を一番聞くのが窓口ですから、そこから上がってきて、初めて検討ができるわけですので、各部署の問題意識の方が一番大事でないかなと。

各部署で、こういうことと、こういうことをやったら、こうなるのではないかということをごんごん上げてもらえる、そういうような周知徹底をして、いろいろな事務作業の簡素化をする、それによって人員削減にもつながるでしょうし、いろいろな事務作業の改革になるのではないかと思いますので、問題意識を持たせるための意識改革というのはどういうふうに考えていますか。

○総務部長

確かに、委員が言われたとおり、私たち行政改革を担当している部局だけでは、各担当事務がどういうふうに行われているのか、その辺の細かい点までは把握でき得ないのと言われたとおりでございますけれども、そういうこともありますので、市長も常に、各部に対するお話の中では、今までの流れに沿ってはいはだめなのだ、いろいろな仕事について一つ一つ原点に立ち返って検討し、考え直さなければならないのだということをお話ししていただいておりますし、私どもも、そういう対応は絶対これからしなければならないと思っていますので、そういう職員一人一人の意識改革も進めながら、今後の行政改革を進めていきたい。そして、私たちの業務の改善にもなりますし、それが市民サービスにつながるのであればいいことでございますので、今後大いに進めていこうというふうに思っております。

○松本（光）委員

よろしく願いいたします。

学校教育について

それでは、かわりまして、学校教育について、ゆとりのことなのですけれども、私は、今までやっていたことの延長ではなくて、今後は、地域との連携でどのようにするのだという趣旨の質問をいたしました。今までの2日間の土曜日の開放を4日間にしますとか、これは今までの延長なのです。

そうでなくて、新たな学習指導要領なのですから、新たな地域との連携はどのようにするのだということが一番聞きたいことなのですけれども、教育長の答弁では、「子どもたちや地域の実態を踏まえた新たな計画により、取組が始まるものと期待をしております」と。教育委員会はただ期待をしているだけで、何か他人ごとみたいに聞こえるのです。教育委員会としてはどのようにするのか。

それで、ゆとりのことに関して父母はどのように認識しているのか、理解を得られているのかということもお伺いしました。

私のところに、いろいろなファクスや電話が来ていて、お母さんたちが、「校長先生にいろいろ聞いてもさっぱり返事が来ないので、これはだれに聞いたらいいのか。教育委員会か、市議会議員か」と言ったら、「ああ、そんなものですね」と言われたというから、私のところにどんどん来るのです。これは整理していなくて、来たものを箇条書きしたのですが、時間がないですから、すうっと読んでみますから、これに当てはまって、そういうことはこういうふうにしますということがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

学校の開放について、「土・日、体育館のみの開放なのか」「未使用教室、図書室などはどうなのか」「職員は土

曜日でも出てくるのかこないのか」「開放された学校を使用する条件はどういうことがあるのか」「今までどおりの地域に開放するのか」「子どもたちの使用はどうなるのか」「図書室は司書を置く条件があって、置けるのか置けないのか」「開放図書についてはどうなるのか」。

総合学習について、「小樽全体では今のところどういう取組なのか」「全国どこか、小樽の中でも学校によって格差が生まれるのではないか」「パソコン、英語教室などはどういうふうになるのか」「親、地域はどういう参加ができるのか」「何をどうするのかはすべて学校単位で考えているのか」、そういうようないろいろな話がどんどん来るわけです。

そして、お母さんたちは、土曜日に子どもたちと一緒にになって読み聞かせなんかをしたいということで、グループをつくって図書室に行きたいのだけれども、そんなことができるのかできないのかとか、いろんなことを聞いてくるのです。

それに対して、まとめて、そういうことはこういうことをやりますよとか、こういうことをしますよとかということがありましたら、お答えください。

○（学校）指導室佐藤主幹

既にご承知のように、この４月から新しい学習指導要領に基づきます教育課程がスタートします。その中の特に大きな柱といたしまして、特色ある学校づくりの推進ということがうたわれております。

具体的な点で申しますと、一つは、今お話がございました総合的な学習の時間の取組を上げることができます。これまで、とかく画一的な授業であるという学校教育に対するご意見がございまして、その部分の学校の授業を変えて、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、学校が創意工夫をいたして特色ある教育活動を行える時間として総合的な学習の時間が組まれております。

この内容につきましては、既に試行が始まっておりますが、それぞれの学校で個々違っております。平成14年度につきましては、４月からの教育課程の編成届がございまして、その中で具体的に上がってくるものと考えております。

今のところ、それぞれの学校で違いますけれども、例えば、ふるさと再発見ということで、職人の会の方々からたくさんのお話を聞く機会を持つとか、それから、小樽の町並みを調べよう、越後踊りの歴史を調べよう、地域のお店や会社について調べようという、そのような形で子どもたちがそれぞれの地域にあるものを生かしながら学習していく、そのような機会になっております。

この学習内容について、14年度４月から実際にこれを発展させて取組を進めていこうと各学校で創意工夫が凝らされております。

○社会教育部長

従前の取組に加えて、新たな取組ということで、今、松本（光）委員から、それぞれの地区での学校５日制に対する取組への関心の高さといいますか、そういうことのお話がございました。私どもは、これまで、５日制の取組について、主幹の方からも今お話がありましたけれども、学校教育と社会教育のいわゆる学社融合という形でいろいろな実践をしてきております。

それから、４月から本格化する中で、地域と家庭と学校の結びつきについて、小樽の地域は広うございますので、それぞれの地域ごとの特色を生かす形で、地域がその地域の子どもたちをどうはぐくんでいくかということで、４月から５日制になるのですけれども、まず、地域ごとにお邪魔をして、今言ったような関係団体の皆さん、父兄の皆さん、ＰＴＡの皆さん、学校関係者の皆さんのいろいろな生のご意見を聞くために地域ごとに懇談会を設けようということにしております。

実は、今日から始まるのですけれども、地域にお邪魔をして、その辺のところの意見をまず聞いて、お話を聞かないとわからない部分がございますけれども、できましたら、従前の行政が一定の施策を提供するという形でなく

て、地域ごとで、地域がお考えになる形でいろいろな取組を主体的にできるような運営なり組織づくりということと一緒に考えてみませんかということをしていきたいと思います。

その上で、具体の施策が出ましたら、行政としての役割も当然ございますので、行政の役割というものも見極めまして、そういう形の具体的な支援をしていきたいということで考えております。

実は、今日、朝里地区にお邪魔をしまして、教育懇談会という形で、40名ぐらいの方になりますけれども、お話を聞くということで、この辺の具体のものが見えてきましたら、必要な事項については議会の方にも報告したいというふうに考えております。

○松本（光）委員

もっと具体的なことを聞きたいのです。そういう全体的な、「学校ごとの教育が変わります」と、ここに書いてあるようなことを聞いたってどうしようもないのです。具体的内容がわからないとしようがないのです。今、私が羅列して読みましたけれども、そういうものに関しては、こうする、ああするということは何かないですか。

○学校教育部長

今、相当いろいろ要望がございました。初めて聞く話もございますので、今この場でもって、何と何という整理がなかなか難しいこともございますので、持ち帰らせていただきまして、何と何ができるのか、何と何ができないか、明確にしたいと思います。

○松本（光）委員

それを、教頭なり校長なりが保護者に納得して理解してもらうような説明が何もなされていないのです。だから、保護者、父兄は、4月から不安で不安で、どういうふうになるのだろうかということなのです。

それで、校長に聞いてもさっぱりわからないし、説明がないから、みんなでわんわん言って、校長と教頭がつるし上げを食っている場みたいになっているのです。だから、そんなことがないように、校長が責任を持って説明できるような指導を教育委員会がしなきゃ、校長さんは真ん中に挟まって、どうしようもなくて困っているのです。そういうことがないように、きちっと各学校への具体的な指導をお願いしたいのですけれども、どうですか。

○学校教育部長

検討した結果につきましては、学校にお願いすることも相当出てくると思いますので、十分ご説明し、理解を得るものは得たい、このように考えております。

○松本（光）委員

終わります。

○成田委員

空き家対策について

それでは、僕の方から、昨日の一般質問で出ました空き家対策の件で質問させていただきます。

最初に、水道局の方にお伺いしたいのですけれども、水道局の給水栓を止めているのはどのぐらい数があるか。前にお伺いしたと思うのですけれども。

○（水道）総務課長

前に成田議員の方からお話がございまして、水道局で給水栓を閉栓している家庭はというお話でしたけれども、水道局の場合は、料金収入にかかわる部分で閉栓をしておりますので、例えば、病気で入院されている場合とか、長期の旅行というか、お孫さんのところに行くとかというケースの場合も家庭的に閉栓をしていきますので、具体的な数といえますか、成田議員がおっしゃったような空き家は幾らあるのかという数については非常に難しいということでお話をしています。

その後、中でも聞いたのですけれども、その数は出しづらいというお話でございまして、そのようにご理解を

お願いします。

○成田委員

それでは、水道局では難しいということで、ほかに調べる方法がありますので、調べます。

それから、消防署の方にお伺いしますけれども、空き家状態の家というのは、この間調べていただいているのですが、総体でどのくらいあるか。それと、火災が発生していると思うのですが、その火災の件数はどのくらいなのか。

○消防署長

私どもが把握している空き家の数字につきましては、昨年11月末で 295棟というふうな数字となっております。

また、火災の発生状況なのですが、平成11、12、13年の３年間で、11年が２件、12年が１件、13年が３件、こういう状況になってございます。

○成田委員

去年は３件ということですね。

それで、その原因になっている要素というか、それがあると思うのですが、どのような原因でしょうか。

○消防署長

原因につきましては、どちらかというと、特定できないという状況のものがほとんどなのですが、昨年の３件の原因を見ますと、周囲の関係者等々に伺ったら、ふだんから人の出入りがあったようだという情報も入ってきています。ただ、そういう形の中で特定しようとしても、なかなか放火という断定もできないというような状況で、我々としては、原因不明というような処理をしているという状況でございます。

○成田委員

原因が特定できないという中で、不審者というか、浮浪者というか、どなたかが出入りしているという状況で、近所の方が特定できない人間が出入りしているということですね。

そこで、少年非行の温床にもなり得ることではないかということで、少年も出入りしている部分があるのではないかと思います。その辺の状況はどこで聞けばいいのですか。青少年女性室ですか。

○（市民）青少年女性室長

空き家が青少年非行とどうかかわっているのかという部分の実態については把握はなかなか難しいのですが、私どもが今承知しているのは、青少年ばかりでなくて、若者が出入りしている空き家ということでは、１軒承知をしております。

○成田委員

１軒ですか。

空き家をたまり場にして、しょっちゅう出入りしているのが結構あるのではないかと。警察の方では、断定はできないけれども、たまり場になっているというか、近所の人から何件か通報が来ているという情報を得ているのです。

そこで、近所の人からかなり苦情が来ているのですが、苦情を扱っているところに苦情はないですか。総合サービスセンターですか。

○（市民）総合サービスセンター所長

直接私どもの方へということではなくて、今、青少年女性室長がお答えしたような状況は聞いております。

○成田委員

それと、冬場の雪の問題もかなり空き家の状態から起きる苦情があると思うのです。冬場の屋根の雪の問題だとか、玄関先の除雪の問題とか、かなり苦情が来ていると思うのですが、この辺の苦情は建築指導課ですか。

○（建都）建築指導課長

空き家において落雪の苦情相談案件があるのじゃないかというご質問かと思うのですが、確かに、小樽の場合、冬場に落雪の苦情相談というのはかなりの件数ございます。

ただ、今、手元に、そのうちの空き家が何軒で、空き家でないものが何軒という数字は持ち合わせておりませんが、空き家でないものも、落雪の問題とかというのがかなりありまして、逆に、空き家でも、管理者をちゃんと置いて管理されているものもあるということです。空き家だからというのはなかなか申せないところではあります。確かに、空き家の場合は、人が住んでいないということです。放置状態の場合が多くて、落雪のトラブルにつながるケースがあるようには考えております。

○成田委員

空き家の問題で、隣近所の人から、夏場は蚊の発生がかなりひどいとか、雑草が生えてひどい状態になって、夜なんて非常におっかない、気持ち悪いとかという苦情が出ていると思うのです。

そういう隣近所の人々の迷惑について、何かあったときに対応するのではなくて、転ばぬ先の杖というか、事件・事故が起きる前に、小樽市の行政として何か近所の人たちに迷惑のかからない方法が考えられないかなと思っているのですけれども、総務部長、そういうことはないですか。法律とか規則とかという難しいことは言いませんけれども。

○総務部長

委員のご質問がありまして、市長が本会議で答弁をいたしましたけれども、個人の財産そのものというのはいろいろな絡みがあります。また、その地権者が小樽にいないで地方にいたりとか、いろんな事情があるわけです。そういう中で、その財産そのものがどういう形態になっているかということも当然調べなきゃならぬ面も出てきますけれども、その辺について、個人の所有財産を市がいろいろ措置するという関係については、やはり持ち主の了解を得なければならないというのが大原則でございます。

そういう意味では、条例、規則で規制していくということはなかなかできないと思いますけれども、そういう面で、付近住民に迷惑がかかっていたり、あるいは危険が伴うような状況になっていくということがあれば、我々は、いろいろ関係機関とも協力し合って、地主とか所有者を探し当てて、その方にまず先に連絡するという形をとって措置していくことになろうと思いますし、危険が伴うものについては即時にやってもらわなければならないことですので、そういう面での注意喚起を促すということはやりたいというふうに思っておりますし、従来ともやってはきております。

○成田委員

空き家放置状態というのは、ひどい状態になっているのもあるのです。屋根が半分つぶれて、明らかに人が住んでいないというのが見えている家があっても、これも対応しないで、何か事件があってからでないと対応できないというような今の状態なのです。だから、近所の人たちにも大変迷惑をかけている状態だと思いますので、早急に、近所の人たちに、こういうことで何かありましたら通報してください、連絡してくださいというような仕組みをつくっていただければと思っていますので、この辺、やっていただけるかどうか、伺います。

○市長

空き家ばかりでなくて、前に総連合町会の町内会長と語る会のときにお話をしたのですが、地域のいろいろなそういった問題がありますが、行政が全部調べて歩くわけにはいきませんので、地域の方でそういったものがあれば市にすぐ連絡してくださいと言いました。

たまたま、桜町かどこかで、夜、女性がタクシーをおりて、側溝のふたが壊れていて、そこに足を突っ込んで骨折したという事例があったのですが、そんなものも、付近の方がわかれば、早く通報していただければすぐ処理しますということで、ぜひ町会の方でも住民の皆さん方にお知らせをしていただいて、すぐ連絡をくれるような協力をお願いしますというようなことをお話ししました。

こういった件につきましても、そういった機会を通じて町会の皆さん方をお願いして、市がなかなか把握できない問題もありますので、住民の皆さん方の通報もぜひお願いしたい、そういうことをそういった場でお話をしたいと思います。

○成田委員

市長、どうもありがとうございます。そのようにしていただきたいと思います。

銭函パークゴルフ場について

それでは次に、銭函パークゴルフ場の件でお伺いします。

これは銭函連合町会に管理運営をお願いしています。それで、この管理運営をどのような形で行ってもらうのか、お伺いします。

○（社教）社会体育課長

今、委員がご質問でございますパークゴルフ場の管理運営体制でございますけれども、銭函連合町会に、一部業務といいますか、受付、清掃等、そういうことをお願いしていきたいというふうに思っております。

○成田委員

受付なのですけれども、団体で受け付けるときもあると思いますし、毎日、参加する人の受付もあるだろうし、団体で貸し切りで受け付けるといのは、これも銭函連合町会の方で受け付けるのですか。

○（社教）社会体育課長

団体受付、いわゆる占有使用でございますけれども、その受付につきましては、大体30日前までに受け付けるという形をとりますので、これにつきましては、小樽市教育委員会社会体育課が受け付けるという形になろうかと思えます。

○成田委員

これは1か月前に受付開始ですか。

○（社教）社会体育課長

1か月前までに受け付ける、そういう形になろうかと思えます。

○成田委員

それじゃ、1週間前に受け付けることはできないのですね。わかりました。

それで、団体の占有の使用料なのですけれども、一人一人の参加料で計算するのか、それとも団体は一定の金額を決めて使用料をもらうのか、その辺はどのような状態になりますか。

○（社教）社会体育課長

団体使用料でありますけれども、いわゆる占有使用ということになりますので、許可団体による占有ということで、許可条件としまして、大会とかイベント、そのみの使用のときに占有使用料をいただき、人数は50人以上ということで考えております。

○成田委員

占有使用の場合、50人で、何時まで使用してくださいとか、時間帯というのは決められないのですか。その日1日、その団体だけに使わせるとなったら大変なトラブルになると思うのです。

よく僕らもよそに行って大会をやるときに、よその団体と一緒に大会をやることはあるのですけれども、そのときは、何口も申込みを受けていまして、時間帯を30分ぐらいつつずらして受け付けてくれるのですが、占有ということで、その一つの団体しか受けられない状態になると、トラブルが発生すると思うのです。その辺をどのように考えているでしょうか。

○（社教）社会体育課長

時間でございますけれども、一応、占有使用は1日ということになってございます。ただし、事前に申込みを受

けておりますので、そのときに時間を聞いておきまして、例えば、９時から３時までで終わりますということになりますれば、それから以降の時間は当然あきますので、そのときには個人使用もできるのではないかと、そういうふうに考えてございます。

○成田委員

30分ずらしてよそに貸すのでなくて、その使用時間はよそに貸さないということですね。貸さないで、その団体が受け付けられないですよという意味にしかとれなかったのですけれども、よそのところに行くと、30分ずつずらして貸してくれるのです。スタートして30分ぐらいたつとあいてしまうのですが、そこら辺をクリアして団体の申し込みを受けてくれるのですけれども、小樽では、3時まで貸したら、それまで貸さないよということになってしまふから、トラブルになると思います。その辺はよく考えていただければと思っています。

それと、使用料というのは、1回1回使用料を払ってもらうということで、年間使用料というのは取らないでやられるのですか。

○（社教）社会体育課長

今、委員からご指摘がございました団体使用につきまして、これから考えていくことが多々あるかと思っておりますので、研究させていただきたいと思えます。

それから、年間の使用でございますけれども、年間使用券としましては、一応、高校生以上を大人として6,000円、小中学生は3,000円というふうに見てございます。

○成田委員

使用料のチェックの仕方というのは、しるしか何かをもって中に入るような形になるのですか。カードか何かを持って、帰るときに見せる、そういうものもつくるのですか。

○（社教）社会体育課長

実は、その点につきましても、パークゴルフ協会さんがございまして、その方とも詰めてございます。例えば、胸にバッジをつけるとか、そういうことも考えられるだろうというのも一つの案でございます。そういうふうに行っているところもございますし、逆に、そういうことをやると手間がかかるということもございますので、それを一体どうしたらいいか、これからまたパークゴルフ協会とも詰めていきたいというふうに考えております。

○成田委員

銭函という地域は札幌と隣接していますが、札幌の人たちのパークゴルフ場というのはあの近所に3か所あるのです。あそこに3か所もあって、最後のところが銭函で、いい場所でやりたいということになって、どんどん来ると思いますが、札幌市の市民と小樽市の市民の使用料は同じですか。

○（社教）社会体育課長

料金設定に当たりましていろいろと考えてございました。しかし、実際に、札幌市民と小樽市民の区別をつけるということはなかなか難しいこともございますし、やはり一律にした方がいいだろうというご意見もございましたので、その差別はしてございません。

○成田委員

小樽市民へのサービスと札幌市民は同じということで、全道を視野にして考えるということですね。

それで、受付は、よそではチケット販売を自動販売機でやられているのです。1回の券でしたら受付も必要なのですけれども、1日使う券で、1回そこを通ることで1日遊んで帰ってこられるわけですから、自動販売機で間に合うと思うのです。そうすると人件費の削減にもなってくるし、そのお金の分で、銭函だけじゃなくて、西部の方が中央にでもパークゴルフ場を開いてもらいたいと思っているのです。そこら辺は、何か改善する方法というのを考えていただければと思っているのですけれども、いかがですか。

○社会教育部長

成田委員は既に愛好家で、いろいろ実践されているということで、お聞きしておりまして、いろんな参考になるご意見がありました。

今回、公共施設として条例案を提案させていただいてございますし、もちろん管理予算も出しております。今いろいろお話がございましたし、近隣に公設の施設もたくさんございますが、その管理運営の在り方は、それぞれ自治体によりまして違います。あるいは民間と公設は違いますし、そういった中で、基本として考えていますのは、そうお金をかけられないということで、条例の中に入れて、さらに、ご質問にありましたように、管理も民間の方に一部お願いをするということで、できるだけ経費をかけないようにしたい。

そしてまた、管理運営の面で、今言ったことを基本にしまして、できるだけ情報を収集するのと同時に、やってみなければわからない部分というのもあると思いますが、今の自販機の関係、人件費の関係は、これは経費にもかかわってきますので、これについてはさらに研究していきたいというふうに思っております。

また、やられる方に喜んでもらえるような形で、使い勝手といいますか、その辺については十分きめ細かく研究していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○成田委員

銭函のパークゴルフ場というのは、市の直営でやるものとして初めてだと思うのです。それで、小樽市の老人医療もかなりダウンしてくるのではないかと思います。かなりの効果が出てくることを期待しながら、パークゴルフを楽しんでやりたいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑し、市民クラブに移します。

○斉藤（裕）委員

休憩をとりませんか。

○委員長

あなたの方をやってください。

○斉藤（裕）委員

もう3時ですよ。

○委員長

そうしたら、休憩しますか。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時20分

○委員長

休憩前に引続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

教育問題について

教育委員会にお尋ねいたします。

さきほどの松本光世議員の質問にありましたように、父母の問いかけに、学校の校長先生、教頭先生がきちっとした答えができないと。本来、45校の学校長は、その学校の目的であるとか目指すものに従って、独自性、個性を発揮した学校づくりをして構わないと思うのです。しかし、それがどうも歯切れが悪いというお話でした。それは、今回、一連の教育問題にかかわり、いろいろな調査をした結果、学校長と現場との共同作業、意思疎通というのが

できていないということだろうと思うのです。

つまり、学校長、教頭は、さきほどの話にありました学校開放の問題であるとか、いろいろな問題について自分で頭に描いているものがあると思うのです。しかし、現場との協力体制の風通しが悪い、確認をとっていないがために、あやふやなことを言うしかない、こういったことが如実に語られている事例だったと思います。

今回、教育関係の質問をさせていただきましたら、いろいろなところからまたさらに情報が寄せられております。一般の声としては、学校の先生がだらしない服装をしている、空き時間中に車を洗っていた、遅刻している、現場の教職員の意識は変わっていない、こういうことを訴えられる父母、又は、もう子育てを終えてしまった方からのご意見があります。これは一般の方です。こういうことがありました。

私としては、聞けば聞くほど、そんなことがあるのだろうかというような話も幾つかありまして、この機会に、根っこの部分といいますか、本当の現場単位で起きたことも改善していかなければならないのじゃないか。とかく、道教委、北教組という構図の中で、労使間の問題ということで語られがちですけれども、私たち父母であるとか、私たちの子どもとかのことを考えれば、これは見て見ぬふりはできない、こう感じたのが私の質問のきっかけです。

それで、お尋ねしますけれども、教育長は学校現場に対して配慮をされているのではないかとということを再質問で申し上げました。それは、ＴＴ加配による効果というのが、生徒指導の充実、こういうところにしか見出せなかったからです。ご答弁では、登下校のときの云々であるとか、学校行事のとき１人多いということで、それは生徒に還元されているのだと。まだ学校になれていない１年生の給食であるとか、いろいろ言われていましたけれども、それは形に見えないものですね。

私が問題にしているのは、いろいろデリケートなバランス感覚が教育界にあるのかもしれませんが。力関係といたしますか、そういうものがあるのかもしれませんが、今回のＴＴ加配をした小学校８校、中学校１２校の２０校の中に、生活指導の充実といった観点で成果をうたっているところがないということなのです。これは裏返せば、教育長が学校現場に対して気遣いをされたということになるのではないかと私は思います。このことについてお尋ねを申し上げたいと思います。

○教育長

さきほど、一般の声として、先生がだらしないとか、洗車をやっているとか、遅刻をしている、そういうお話がありました。それは全く論外のことでございまして、本当に残念な気持ちです。

また、さきほどの松本（光）委員のご質問に関連して、校長が何もそれに答えられないということがあって、これまた、どうしてそうなのだろうかと非常に疑問に感じました。

例えば、小学校では、父母の方はよく学校へ出かけます。ＰＴＡ文庫があって、若いお母さん、あるいはお父さんがそこで子どもと一緒に読んでいる姿を見かけることがあります。

私は、朝の１０分間読書運動について校長会議で話したことがあります。お父さん、お母さん方は、小学校へ出かけるほど熱心に中学校には出かせませんけれども、子どもが幼いころには学校に出かけていくことがよくございます。朝の読書運動は、全国で７,１１４校で実施しておりますが、北海道ではまだ１３１校で、小学校が１０５校、中学校が２１校、高校が５校という現状です。

しかし、それをもっと拡大したいという願いがあります。３歳児健診のときに、小樽の幼児に絵本を贈ろうという動きもございます。そういうことに連動して、もし朝の読書がもっともっと広がりを見せれば、きっと変わっていくだろうと。なぜ、校長先生は、総合的な学習や朝の学習の時間で、そういうことを企画して、話すことができないのか、そのことについて非常に残念に思います。

生徒指導についてお話がありました。先日、市内のある学校で、小学校２年生の子どもが学校に出かけようとして、宿題を忘れたことに気づいて、そのまま行方がわからないという情報が入りました。もちろん教育委員会の職員も出ましたが、先生方全員が出て捜しまして、１時間ほどでその子どもを捜し当て、無事学校に連れていくこと

ができました。そういう事例ですと、全職員が一斉に町に出て、子どもの搜索に当たります。

しかし、中学校で、暴力的な傾向あるいは非社会的な傾向を持っている子どもですと、その対応が難しく、それについて仕事を進めることがなかなかできません。それは、恐らく、生徒理解の研修というのか、互いの経験を交わし合うことの不足という部分だと思います。それはまた教科の指導力にもかかわってくることで、本当の研修がまだ行われていない。

生徒指導についていろいろ論議し、その熱心なところは認めますけれども、それが学校できちんと計画的になされていないという現状があり、その面について、教師はまだまだ努力が不足している、私はそういうふうに感じております。

○斉藤（裕）委員

今回、他府県の事例を挙げさせていただきました。それは、友人の市議会議員であるとか県議会議員等々の力をかりました。彼らがわざわざ市教委であるとか県教委であるとかに足を運んでくれたり、又は学校まで行ってくれた人たちもいます。

その結果、ある地域ではＴＴ加配の問題は絶対起こらないという自信を持って返事が返ってきました。他府県と比べてみて、今回、言われてみればそのとおりだなと思ったのは、父母であるとか学校に関係がある方、興味を持つ方、要するに地域ですが、地域に開かれた学校づくりというのが小樽は極端に遅れているのじゃないかと思うのです。突然、市議会議員の立場で学校に行っても、授業の様子を懇切丁寧に案内してくれる、こういう県が随分あるということです。

小樽では、私の場合はたまたま父母という立場はありますけれども、議員という立場で学校の視察をしたいと申し入れたときに、受け入れてもらえるかというのは非常に疑問です。ましてや、指導主事が学校現場にどのような形で介入できるのか。介入と言ったら言葉は悪いですけども、立ち入れるのか。この辺はどうなっていますか。

○（学校）指導室長

指導主事の学校訪問にかかわってですけども、これにつきましては、学校訪問は大きく二つの形態がありまして、要請訪問と計画訪問というふうに分けることができます。

計画訪問のうち、私どもの方では、年度当初、各学校の学校運営について、それぞれ学校の事情を聞くということで毎年実施しています。それから、年次によって違いますけれども、11月くらいには、生徒指導にかかわることで訪問ということも計画する、そんな形で進めております。

もう一方の要請訪問であります。要請訪問については、ここ数年の私の記憶で言いますと、小樽市では、公開研究会を開催いたします折には、私どものところにも案内をいただき、それぞれ授業を見て、研究協議等にも参加させていただいております。

ただ、地域によっては、要請並びに計画それぞれの形態をとりながら、各学校の校内研修にかかわっても、指導主事が要請を受け、あるいは私どもの方からお伺いをして授業の様子を見て、研究協議を深めるというようなことも聞いておりますけれども、その面については本市においてまだ十分ではない、そういうふうに理解しております。

○教育長

補足させていただきます。

生涯学習プラザをつくったときには、各府県から、小樽の学校事情といいますか、社会教育施設についての視察の要望がたくさんございました。また、今、室長からありましたように、市内の公開研究会とか別な研究会の形で、父母の方々がたくさん参加して、その授業の様子をごらんになるということはございます。

つい先日、ある小学校で、今年定年を迎える女の先生が特別に国語の授業を実施したことがございますが、そのときは、管内からも参加されて、たくさんの父母の方々と交えて、先生方もごらんになっております。

しかし、ご指摘の市議会議員の方々が見たいと言ったときに、今すんなり行くような事情にない、それは事実で

ございまして、まだまだ学校は地域に開かれていないという実感を持っておりますので、そういうことがないように、そのことがもっと熟成するように働きかけていきたいと考えております。

○**斉藤（裕）委員**

もう少し具体的に申し上げますと、例えば、父母から、授業の様子であるとかを心配する声を市教委に訴える、そのとき、父母は、当然、校長や教頭に言ってもらちがあかないから、市教委にという気持ちになって言っているはずです。そのときに、指導室は直接その授業の現場に足を入れることはできますか。足を運んだとしても校長室どまり、こういう話になるのではないですか。

○**（学校）指導室長**

指導主事が教室に入って状況を把握して指導できるかというご質問かと思えますけれども、私どもとしましては、まず第一段階として、学校の経営の責任を預かっております校長に相談があった内容を伝え、実態を確認する中で、学校での努力をお願い申し上げます。

ただし、それでは及ばないという判断をしたときには、実際に教室まで入りまして、その様子を見て指導を行っております。ごく直近にも、４日ほど連続して様子を見させていただき、それぞれの学校の状況について指導したという実態もございます。

○**斉藤（裕）委員**

今回、つい先日、４日ですか、道教委から確認書の破棄を周知しなさいということだったのですがけれども、確認書は数百枚に及んでいるわけです。全道でカウントしていくと数百枚に及んでいる。今回の破棄というのは、何に対する確認書の破棄なのですか。全部破棄ということなのですか。それとも、少人数指導のところだけなのですか。

○**（学校）総務課長**

このたびの３月１日付けの文書でございますが、私どもの方に昨日届きましたけれども、その中には、今回のＴＴ加配にかかわっての平成５年における道教委の考え方に関する確認書は効力がないもの、そういうことで適正に扱ってほしいという旨で、この件に関しての通知でございます。

○**斉藤（裕）委員**

とするならば、たくさんの確認書について、学校単位で結ばれたものは主体でないとか、効力はないだとか、前回の議会で部長からも答弁をいただきまして、それは実質的に効力はないだろうとおっしゃっているけれども、まだ残っている効力を有している確認書というのはあるということなのですか。

○**（学校）指導室長**

確かに、本部・本庁間で交わされている確認書なるもの、それについては、不適切であるというようなものも含めまして、まだ残っているものが23本ほどあるのかなと。ただ、これにつきましては、道教委の方で前向きに検討する、このように伺っております。

○**学校教育部長**

３月１日付けで来たのは、平成５年に道教委の部長が北教組の書記長に回答した文書については効力を有しない、そういう通知でございました。

しかしながら、この件につきましては、毎年度、道教委の方から考え方が示されてございまして、従前でございますと、平成５年の分も生きているような考え方だったのですがけれども、今度の、14年度につきましては、その平成５年度の分については削除されまして、それ以外にまだ何点かあるのですが、それについては生きているのだろうというふうに思っております。

○**教育長**

補足させていただきます。

主任制をめぐる協定書で、５項目について道教委は破棄して、実効のないものとしておりますけれども、協定書

の残りの部分については、引続き努力をするということで話し合いが続いているということです。しかし、道教委全体としては、それも見直して、だめなものはだめというふうにしたいという意思を表明しております。

そして、それにかかわりまして、都市教育長協議会とか校長会は、その５項目という形でなくて、かかわるものは全部破棄しなさいという形で主張して、それはまだ決着に至っていないという状況です。

○斉藤（裕）委員

なぜお尋ねするかというと、代表質問の中でも触れさせていただきましたけれども、新聞に載っている校長のコメント、例えば、趣旨に沿っているのではないかと、小学校長のコメントとして、音楽が下手な先生に習っている子どものためにはよくないから、音楽でＴＴ加配を使ったなんという、こういうようなコメントが載っていたわけですが、これに対する風当たりというのは、皆さんが想像する以上です。

私のところに寄せられた声の中には、小学校の音楽の話なんていうのは、音楽ができなかったら研修させればいいじゃないかと。また、あのコメントは、逆から裏返してとれば、小学校は全教科を教えることになっているわけですから、不適格教員がいるのだということを言っているのと同じじゃないか、こう批判されているのです。

それじゃ、研修はどうか。なるほど、研修をしていただいて、何だかおかしな話ですけども、先生の苦手な教科を解消する。それじゃ、研修はできるか。

研修については、私も調べてみましたら、これも確認書があると聞きます。それは、要するに、個人の意思を尊重して、強制的には研修に出さないというような文言があると聞きますけれども、これは事実ですか。そして、これは効力があることですか。

○（学校）指導室長

今年度になりましてから、私どもの方で、道教委で主催する各種のもの、それから、私どもが行う研修事業とそれぞれありますが、校長の方に、研修について、職務研修に当たっては、校長の責任で出張命令をかけてくださいということをお話をさせていただいておりますので、現状の中では、学校の校内事情を十分に考慮の上、校長の責任でそれぞれの研修を行うということで進めております。

○斉藤（裕）委員

済みません。私は基礎知識が乏しいものですから、用語がわかりません。職務研修と、私が今言っている研修はイコールなのですか。例えば、子どもに対する指導力が乏しい、そういう状況を校長が見つけて、あなたは研修に行きなさいよとおっしゃるのは、職務研修という部類に入るのですか。

○（学校）指導室長

教職員の場合、一般的に、研修は大きく三つに分けることができまして、一つは職務研修として、勤務時間中に校長が職務として出張命令をかけて行うものです。

もう一つは、授業に支障がないときに、校長が承認をいたしまして、学校を離れて研修させることができるという自主研修というのがございます。

もう１点は、勤務時間外に行う自由研修ということで、前の二つは勤務時間内ですが、教員でなくても、それぞれ修養するという意味があると思いますけれども、この三つの研修がありまして、それぞれが指導にかかわってくると思います。

さきほど私の方で特にお話をさせていただいたのは、そのうちの１点目の職務研修として行う部分であります。

○斉藤（裕）委員

だから、どうなの。行きなさいと言い切れるの。

○（学校）指導室長

校長の方で、学校の事情を見まして、こうこうこういう研究会に行ってきたと。もちろん、教員それぞれの事情もあると思いますから、そういうものに十分配慮の上、校長の方で指導して、出張命令をかける、そういう

形で進めております。

○斉藤（裕）委員

私自身、これもまだ表面的にしか調査が終わっていないのですけれども、その研修先として、幾つかの場所、機関といったらいいのでしょうか、それがある。教育研究所であるとか何とかセンターであるとか、いろいろあると思うのですけれども、それぞれどういうところがありますか。

それと、小樽からの研修の人数といいますか、研修を受けた人は、道内他都市と比べても極端に低いということを知ったのです。ただ、聞いただけで数字がわからないのです。ですから、それぞれの教育機関ごとの研修をされた教員の数というのは把握されていますか。

○教育長

機関の方は私が答えませけれども、代表的なところで、道立教育研究所、理科教育センター、情報教育処理センター、特殊教育センター、管内では後志教育研究所、そして、その他、道内の一般大学がございます。

例えば、教育大学では、司書になりたいと願っている教諭、養護学校特殊学級の教員になりたいと思っている教諭、また、音楽だとか技術についてまだ自分の力が不足と思っている教諭等に対して、夏期講習として10日間なり15日間なりの研修が毎年行われております。

人数については、担当の方からお答えさせます。

○（学校）指導室長

手持ちの資料が十分でないのですが、6月中現在で、道立研究所の方にその段階で申し込みがありましたのは、教育課程経営講座で1名、道立理科教育センターの方に1名、それから、文部科学省の教員研修センターの方に、情報教育推進指導者養成研修というのがございまして、ここに1名おります。その後も研修講座の募集がありますので、若干名は増えているかと思えます。

それから、後志教育研修センターというのが倶知安にございますが、ここには、小学校、中学校を合わせて75名が参加しております。

○斉藤（裕）委員

これは、全道とか、そういうものと比較する資料は今用意されていないでしょうから、お尋ねしたかったのですけれども、後ほどお示し願いたいと思います。

研修について、勇気のある先生だと思ふのですけれども、お電話をいただきまして、きちんとお名前を名乗られていましたが、研修に行けるムードでないというのです。そのときは出たのですけれども、研修は確認されていて、特に強制でないのだから、何も行く必要がないというムードがあって、興味があって行ってみたいと思っても、同僚の目を気にしなければいけないのだと。だから、私に対して、「斉藤さん、あなたの言っているのは、教員全部が悪みたくないことを言っているけれども」と。私は悪とは言っていないのだけれども、「そういう教員ばかりではない。私は何のたれ兵衛です」とはっきりおっしゃった方もありました。

だとするならば、そういう蔓延しているムードというのが本当にあるのなら、これはやっぱり解消しなきゃならない、解消するのが市教委としての仕事じゃないか、こう思うのですけれども、いかがですか。

○（学校）指導室長

ご指摘の研修についてですが、私どもの方は、さきほどお答弁させていただきましたけれども、本年度、特に、校長には、職務研修として必要なものは校長の命令で研修に出すようにということで重ねて指導してきておりまして、今ありましたような事実については、そういう手だてをもって解消を図ってまいりたいと考えております。

○斉藤（裕）委員

夏休み、冬休みの自宅研修の問題です。言葉が間違っていたら、その都度、指摘してください。

研修の計画のようなものを学校長に提出しなければならない。そして、その成果を報告しなければならない。こ

れも以前何回かお話をさせていただきましたけれども、私が想像していたより、その実態というのはずさんだという声があります。つまり、実体がないのに研修をしましたと報告して、それで何も問われない、こういう実態があるのだと指摘される方がおられるのですけれども、実際はどうでしょうか。

○（学校）指導室長

長期休業中の研修についてですが、昨年度までは、協定書の関係がありまして、今ご指摘の事実があったということは私どもも理解しております。

今年度に入りまして、協定書が、全文ではありませんけれども、破棄をされ、それにかかわる通知も出ておりますので、各学校では、長期休業中にかかわっては計画書の提出を求めています。いろいろな経緯がありますけれども、校長の方では、強い指導をいたしまして、計画書の提出を求め、報告書についても同様に提出を求め、研修の適正化を進めているというふうに報告を受けています。

○斉藤（裕）委員

以前はあったけれども、それ以後はないということですね。

核心の部分なのですが、横田質問の中で、組合活動とＴＴ加配の問題の関連ということが取り上げられました。私も、全くそうじゃないのかなという疑いといいますか、予想があったわけですが、ＴＴ加配を受けている20校中14校に組合の執行委員さんの方がおられる。この方たちの活動で穴があいた部分だけ負担しているということになるのじゃないか。この辺の実態はどうお考えですか。

○（学校）総務課長

ただいまの、ＴＴ加配と執行委員の配置にかかわりまして、その執行委員の組合活動に係る穴埋めのためにＴＴ加配が使われているのではないかとというご質問でございますけれども、ＴＴ加配につきましては、先生に色分けをしていないこともございまして、確かに、全体で見ますと、勤務時間を週４０時間と、そういう中でも、年休なりなんなりを使用する、そういう場合も、定数の中にある程度余裕があるといえますが、学級数によって若干の差はありますが、それが配置定数基準の中に含まれております。そういう中で、学校の中でやりくりしておりまして、その実態が即それにつながるかどうかということにつきましては、私は、確信を持って、答えることはできないというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

横田さんへの答弁を引用させていただいて申しわけないのですが、答弁の中で、執行委員さんの１週間の平均授業時数は18時間で、５時間から10時間以内の学校も何校かあるようです。これは人という意味なのでしょうけれども、こうおっしゃっているわけです。

ところが、去年、道教委で調べた数字から見たら合わないのじゃないでしょうか。去年の道教委の数字で、組合役員の勤務実態集計表というのがありました。その数字によると、後志の数字がいろいろ出ておりますけれども、後志には、持ち時間ゼロという先生が４人おられる。そして１時間から５時間というのが４人おられる。そして６時間から10時間という方が10人おられる。これが去年の資料です。ですから、今どんな資料をお持ちなのか。

皆さんは、去年は、ゼロ、１時間から５時間、６時間から10時間と、３段階に分けていたわけです。今回の答弁では、５時間から10時間以内と１本でまとめられているのですけれども、時間が経過していますので、一概にこれがどうだとか、間違っているなんていうことは私は言いませんが、実態はどうなのですか。ゼロ時間の持ち時間というのは意味がよくわかりませんが、そういう方は今もおられるのか。１時間から５時間の人はおられるのか。６時間から10時間の人はおられるのか、この辺、つかまえていましたら、一番新しいやつを教えてください。

○（学校）総務課長

今年度の部分につきましては、詳しい数字といいますか、現在押さえているものは、学期によりまして若干の変動がございまして、４月当初の部分と、２学期、３学期で、校内事情が変わっている部分がございます。担当が変

わっているとか、そういうことで、時数が少なかった方が、校内事情によりまして11時間ぐらいになったとか、学校によってもばらつきがありまして、その資料を持ってきていないものですから、内容的にはちょっとわからないところでございます。よろしくお願いします。

○斉藤（裕）委員

市教委としては非常に答えづらいところだと思うのです。今この委員会の場でほんとに数字を出したことが小樽の教育界にどう影響するかということを恐れているのだと思います。

しかし、少なくとも、私や、私と同じ気持ちの方は、やっぱり、ゼロ時間授業なんていうのはおかしいと思っています。これは改善されたとおっしゃっているけれども、教育長の答弁も、去年から今年というのは、道教委と北教組、組合との間のいろいろな約束事なんかがどんどんどんどん改善されてきているのだ、学校指導主事の人たちも行けるようになったのだ、長期休業中のものも厳しくなったのだ、よくなるのだとおっしゃっています。それには大いに期待します。

しかし、この持ち時間の実態というのは、少なくとも私には理解できない。これが去年の調査と今ではどう変わったのかということと同じテーブルの上に乗っけて見るしか我々にはないわけです。

この中で、うっかりして後から気づいたのですけれども、この調査でいくと、後志には、勤務実態が不明という人が76人います。不適切というのはわかりますが、勤務実態が不明というのはどういう意味なのか。この辺も含め、去年の道教委の調査と対比ができるようなものをお示し願いたいと思うのですけれども、どうですか。

○（学校）総務課長

道教委の調査の勤務実態不明という部分なのですが、これにつきまして、道教委が発表された内容は、恐らく、組合活動にかかわる部分について、時数は別としまして、押さえられなかったということでの不明だという数字だと思います。

それで、昨年と今年の比較という部分でございますけれども、時数だけでも時間がかかると思いますので、ちょっと時間をかしていただきたい、このように考えます。

○斉藤（裕）委員

時間がかかると言われましたが、風評という意味で、個人名も私は伺っています。例えば、何々学校の何先生というようにことも伺っています。それはまず、市教委の手の中で、個人を特定できないような形で結構ですから、調べるべきです。改善される兆しがあるのかということをお目で確かめてみたい。そのためには、荒療治で、ほんと現場に入っていけば一番いいのです。簡単なのです。でも、それはまずとりあえず今の段階では皆さんの調査にゆだねようと思っているのです。ですから、改善の兆しが私たちにわかるような資料をご提示いただかなければならない。時間がかかるなんていう話になると、いつの話になるのかわかりませんけれども、とりあえず、ある期間を区切ってやればいいことじゃないですか。特別難しいことなのでしょう。これは再度お尋ねいたします。

○学校教育部長

私も、今、斉藤（裕）委員のお話を聞いておりまして、どういう形で資料がつくれるのか、まずこのことが頭にあります。それで、個々の形で対比というのが一番見やすいのでしょうけれども、なかなかそうはいかないのではないかと。そうならば、どういう形でご提出できるのか、このように今考えている次第でございます。いずれにいたしましても、趣旨は、斉藤（裕）委員からご指摘のあった時間数について、私どもが今回出した、平均18時間、あるいは5時間から10時間、その関係の資料という趣旨だと思いますので、それについては調査し、提出いたします。

○委員長

斉藤（裕）委員に申し上げますが、時間でございますので。

○斉藤（裕）委員

授業の持ち時間ゼロというのはどういうことなのですか。実は、イメージがわからないのです。ちょっとわかるように教えていただけませんか。

○教育長

一般的に、小学校でも中学校でもそうですが、授業時間ゼロの先生はフリーの先生と言われておりまして、その日欠勤した先生の授業に行ったり、あるいは行事の付き添いをやったりということで、教育課程の編成上はゼロになっていますけれども、１週間の時間数で数えますと、29のマスのうちの22ぐらいは授業に出ているという事実がございます。そういうような表も改めて提出させていただきたいと思います。一応、フリーという立場であるということだけお話を申し上げておきます。

○斉藤（裕）委員

ちょっとイメージがわかりません。それじゃ、道教委はどうしてゼロとカウントしたのでしょうか。実態の数を拾えばその20と出てくるのじゃないですか。

○教育長

その点は資料で提出させていただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

いずれにいたしましても、今回、市教委バッシングもありますね。市教委がはっきりしたことを言わないから、こういうような事態が起きているのだと。学校長からしてみると、市教委が後押しをしてくれないから、私たちは板挟みののだ、こんな声も聞きます。

しかし、話を聞けば聞くほど、みんな責任のなすり合いみたいなことを言っているのです。教育長が言われているわけじゃないですよ。おれたちは確認書があったから仕方がなかったのだとか、道教委が言ったことだからしょうがなかったのだ、おれたちはお手上げだと言っているわけです。現場の教員の人は教員の人で、こういうことも上で決められているのでしょ、我々は獲得した権利がある、何も悪いことはしていない、子どもたちのためにはどうだと、こういう話になってしまっているわけです。

だけれども、この機会に一から見詰め直すというのが大切で、それを実行していただけるのは石田教育長だと私は思っています。道教委も、時系列的に見たら、何となく文部科学省の後追いのような気がします。ただ、私が小樽市議会の場でそんなことを言ったところで、届くわけもないわけですから、そういう状況もお気の毒には思いますけれども、一つ一つの事例を改善していただきたいと思います。

今お約束いただいた二つの資料を提出していただくことによって、実態といいますか、これから我々が何を考え、どうすればいいかということがまたわかってくると思いますので、できるだけ早く取りまとめをしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

情報化の推進について

私の方は、一般質問に関連しまして、情報化の推進について何点が質問したいと思います。

ご答弁によりますと、地域情報化計画については平成14年度中に策定をするというお話を伺いました。まず、この主な内容について二つの柱があったかと思えますけれども、この説明についてお願いします。

○（企画）白澤主幹

地域情報化計画の内容の二つの柱のことについてでございますけれども、一つは、庁内の情報化といいますか、行政の情報化をどう進めるかということで、現在、庁内LANが一定程度進んでおりますが、その広報についてど

というふうにしていくか、あるいは文書管理について、各課が保存している公文書なんかのデジタル化をどう進めていくのか、そういったようなことについて検討していかなければならないだろうということが一つの課題としてあると思います。

もう一つは、市民もかわる地域の情報化ということで、庁内とは別に、小樽市域として地域のネットワーク化をどう進めていくのか、あるいは、現在、市民が直接かかわっている各種の申請、届出、そういったような文書の交付などをどのような形で電子化していけるのか。あるいは、今ホームページのメールで一定程度意見を聞くことができるシステムもございますけれども、それにプラスするものとして、市民と行政が双方向でやりとりする掲示板あるいは電子会議室といったことが言われておりますけれども、そういったようなことを含めた地域の情報化、こういう二つの課題があるというふうに考えております。

○高橋委員

最初の庁内の方なのですが、進める上で、今言われたような課題、問題点について各課において協議をされているというふうに思いますが、主にどういうものがあるのか、確認をお願いしたいと思います。

○（企画）白澤主幹

今、１月から３月までの期間ということで非常に短い期間でございますけれども、庁内の検討委員会という形で、各課の庶務担当課長の皆さんに集まっていたいて議論しているところでございます。

その内容としましては、一つは、21世紀プランに各課が情報化を進めるということで項目が載っておりますけれども、それらについて、現在、取組の状況はどのようになっているのかという調査をしております。

もう一つは、住基ネットに関連して、ＩＣカードなんかも将来的に発行されていくというようなこともございますので、それらのＩＣカードに関して各課で利用できるような部分があるのかなのか、そういったような調査も現在進めております。

もう一つは、ＧＩＳの関係ですけれども、都市計画課が今検討をしておりますが、その活用方法について、各課でこれから使っていけるのかどうか、そのような事柄について現在検討しているところでございます。

○高橋委員

次に、地域情報化の方ですけれども、情報化計画策定の懇話会を設置するというお話もありました。この目的ですとか構成メンバー、人数、今後のスケジュールについて、決まっていればお願いします。

○（企画）白澤主幹

懇話会の関係でございますけれども、現在の構想といいますか、案ということでお聞きおきいただきたいと思うのですが、民間の方からのご意見をいただく会議ということで設置していこうというふうに考えてございます。

構成メンバーとしては12名程度になるのかなと思います。

委員の構成メンバーといたしましては、市民からの公募、それから、市内にありますＩＴ関係機関からの委員、大学を含めた教育関係の委員、それから、ＪＣあるいは商工会議所といったようなところにも委員としてお願いしていこうというふうに考えております。

ここでは、行政内部からの目ではなくて、外から見た地域の情報化というものを具体的にどのような形でつくっていったらいいのか、内容的なものの提言もいただきながら検討していただきたいというふうに思っております。

スケジュールにつきましては、４月に立ち上げまして、秋ぐらいまでに集中的に三、四回の会議を開催していく中で、懇話会の意見というものをまとめていきたいというふうに今考えてございます。

○高橋委員

市民の声ということで、アンケートもやるというお話でしたけれども、どういう形でやるのか、それから、アンケート先というのは、対象、これについて説明をお願いします。

○（企画）白澤主幹

アンケートについてでございますけれども、一般市民、それから、事業所向けということで、二つの形でそれぞれ分けてアンケートをしようと思っておりますが、手法としては、郵送しまして、郵送で返事をいただくというふうに今考えております。

市民の部分につきましては、無作為抽出で 1,000名程度、事業所には 300程度のアンケートをお送りしたいというふうに考えてございます。

時期としましては、５月か６月か、なるべく早い時期にアンケートを実施したいというふうに考えてございます。

○高橋委員

そのアンケートの内容ですけれども、どういうものをねらいとしてアンケートをするというふうに考えていますか。

○（企画）白澤主幹

アンケートの内容については、今まで、小樽市としては、市内で各家庭にどの程度ＩＴ関係の機械が入っているのかとか、インターネットをどのぐらいの人が利用されているのかとか、そういった統計なり情報というものが全くないものですから、その辺を中心にアンケートをいただこうかなと今思っています。あるいは、これから買ったり利用したりする意向があるのかどうか、そういうようなことを含めてやろうかなと思っております。

それと、あとは自由に書いていただくというか、小樽市がこれから地域情報化を進めるに当たってご意見があればということで、自由な提言もいただこうかなというふうに思っております。

○高橋委員

市民のアンケートについては、どういうふうに計画に盛り込もうというふうに考えていますか。

○（企画）白澤主幹

計画の中には、当然、アンケート結果というものを含めて公表しようとは思っておりますけれども、何しろ、前のデータというものが全くないもので、比較してどうのこうのということについての検討は難しいのかもわかりませんが、さきほどお話ししたように、現在はパソコンはないのだけれども、これから買いたいとか、そういうような部分の傾向も見る。あるいは、今、市役所で各種申請、届出の業務というものがあるのですけれども、その中で最も市民が早く望んでいる部分というのはどういうところなのかとか、そういうようなこともアンケートの中に含めて、それらを計画の中に反映していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

もう１点、インターネットでも、市民参加の要望というか、アンケートというか、そういうものもとるというふうにお答えがありましたけれども、これについてはどうですか。

○（企画）白澤主幹

インターネットによる市民参加の部分でございますけれども、直接、ホームページ的なものを設けてアンケートをとるという方法もあるのですが、技術的あるいは経費的な部分で、そこはちょっと難しいかもわかりません。

ただ、現在考えられるものは、小樽市が今年、地域情報化計画というものを策定していくということで、そういう内容的なものもあわせてホームページに載せまして、それに対して、見た方からメールでご意見をいただくとか、これは懇話会のメンバーの皆さんにも了解をいただかなければなりませんけれども、懇話会の中でどういう形で話がされているのか、そういうようなことも含めて載せていく。それから、メールで送られてきた意見も随時載せていながら、一定程度、期間を区切らなければならないかもしれませんが、そんな形でご意見の集約ということをしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

外から見た情報化というのが大変大事だ、こういうお話がありまして、双方向というお話もありました。市民の

方からもらうだけでなく、こちら側から、こういう結果になったとか、こういう途中経過だとか、そういう情報の発信というのは考えていますか。

○（企画）白澤主幹

今お話ししましたように、懇話会の中で議論されているような話については、その都度、会議が終了した後、出していければなと思っておりますし、最後にまとまってから公表するのじゃなくて、中間的に、現在はこんな形で検討されているというようなことも含めて、随時流せる部分の情報というものは提供していきたいというふうに考えてございます。

○高橋委員

終わります。

○佐野委員

新年度予算編成について

代表質問をさせていただきました。代表質問の中で、特に我が党として考え方をきちっと整理しなきゃならないなということは、緊迫する財政状況の中でも、新年度予算の中身をどういうふうに見ていくのか、これが一つ非常に大きな関心といたしますが、視点の一つでございました。

質問の中で、ある意味では私見も含めての質問をさせていただいたのですが、市長にとっては、4年の任期の最後の年で、普通であれば通年政策予算ということですから、市長としても、この4年間の総括と同時に、将来の基盤整備の事業だとか、市民生活の将来に向けたきちっとした政策予算をつくっていくということが本来だというふうに思っているのです。

ところが、残念なことに、前年度対比では15.1%、金額にして12億 7,500万円という財源不足が発生する、こういう財政状況の中で、11年連続になる減債基金の取崩しをして、いわば近年にない超圧縮型の予算にならざるを得なかったというのが特徴的なことなのかなと、このように考えています。

しかし、私どもはきちっと評価するところは評価いたしました。そういう大変厳しい中でも、市民生活にかかわるさまざまな事業はきちっと予算化されているということは、率直に評価をしますということは申し上げてきました。

時間がありませんから、具体的にお聞きしておきたいのですけれども、ある日突然に財源不足になったわけではなくて、流れがありまして、毎年のことなのでしょうが、新年度の予算編成に入る前に、必ず各部局に対して予算編成方針というのが示されるのです。14年度予算編成については、10月29日付けで庁達3号、小坂助役名で方針が示されて、相当厳しい編成方針を示しているのです。

それに基づく新年度予算編成ですから、その方針と新年度予算がどこまで整合性がとれたのか、こういうことについて、特徴的なことも含めて、きちっと聞いておきたい。市長からは感想ということで聞きましたけれども、いろいろな苦労があったということは率直に認めますが、財政当局の率直な感想というか、見解というものをまず最初に求めておきたい、こういうふうに思います。

○財政部長

編成方針と、予算を組んだ経費としての実態ですけれども、編成方針を10月末に出した時点で、税収が相当落ち込むということが予想されていまして、そういう中で、ゼロベースといたしますが、全く新たな観点で予算を組んでいただきたいということで各部にはお願いをしたわけです。

そういう中で、当然、事業の厳選ということもございましたし、一部、受益者の負担ということで、自然の村の使用料の改定など、市民負担を求めたもの、さらには、今までの高齢者の上下水道の減免も一部負担を求めたということで、そういう面では、ある程度市民にもお願いした部分がございます。

庁内的には、代表質問の答弁でお答えしました人件費はもちろんのことですけれども、各部の協力のもとに、一般管理費で１億５,０００万円ほどの一般財源の削減をした。しかしながら、継続事業が多いものですから、ヒアリング時点で財源不足が一般財源で30億円を超えていたということでございます。これは、ヒアリングの過程の中で、各部の協力を得て、最終的には12億円の財源不足にまでしたわけですが、通常ですと、私どものヒアリングが終わって、数字の査定をして組んだ時点で、大体、予算編成が終わるのですが、今回は、30億円の削減という形で終わらなかったということで、ヒアリング後、年明けにも２回、３回と数字の組替えをして、12億円まで減らしてきた。

これはひとえに、歳入の落込みが激しいということで、14年度の税収をどう見るか、交付税をどう見るかというのが１月に入ってからでないと数字が固まらないということがあって、大変厳しかったということです。

ですから、毎年、こういう形で編成方針を出すのですけれども、実際に編成する中では、今年は特に厳しい財源不足ということで、結果、３億１,０００万円しか減債基金が残らなかったという形でございます。

○佐野委員

そういうような質問の中で、であるがゆえに、今後の見通し、あるいは健全化への具体的な対策が非常に大事なポイントである、こういうこともきちっと指摘をさせていただいて、今でさえ、おっしゃられるように、市税収入だとか地方交付税が大幅に減っていく、こういう中で、これからのまちづくり、あるいは大きな行政課題として、例えば、広域のごみ処理場施設の建設であるとか、小樽病院の新築だとか、その他、高齢化社会の中でさまざまな市民ニーズが高まるという中では、もっとしっかりした見通しなり健全化への具体的な対策を示すべきだ、こんなご質問をいたしました。

市長は、それに対して、今後の見通しも立てにくい状況となっている、年度ごとの収支不足は相当な額で増加をする、こんなようなご答弁の一節があるのですが、ちょっと不安になるような話なのです。悪く言えば、本当に大変だ、どうしていいかわからないみたいな、こんな聞き方になるものですから、そういったことも含めて、もう少し踏み込んだ将来への見通し、対策を示していただければありがたいというふうに思います。

○財政部長

厳しい中で、昨年３月に、改訂版ということで健全化見通しを示しました。その中では、税収も、若干ですけれども、伸びを見ている。交付税も、過去の実績の中で伸びを見た。そういう見方の中で、平成17年には収支が黒になるだろうという見通しをお示ししてきました。

しかし、計数整理をして、今議会中にお示したいと思っておりますけれども、今回の編成を終わった段階で、税収の落込みで五、六億円は減っている、それから、交付税でも６億円ぐらいの落ち、これで十数億円の歳入での影響が出てくる。

それから、歳出においては、今お話がありましたように、ごみの焼却がより現実的に見えてきたという中で、２定にも補正を上げたいと思っておりますけれども、この事業費が大体見えてきているということです。歳出でこの分が見込まれてくる。

ですから、双方の影響の中では、前回示した健全化見通しよりは二十数億円ほど収支不足が悪化するといえますが、数字的には増えて出てくるだろうと思うのです。

ですから、これについて、いかにして、健全化といいますか、財源を生み出して編成していくのかというのは大変なことなのだろうと思います。ですから、一たん数字を出して、後は、具体的にこの改善策をつくらなければならないと思っておりますけれども、もちろん、管理経費を中心に、それだけではとても間に合わないということで、事業費に踏み込んだ中で、この収支を合わせていかなければならない、こういうふうに思っています。

○佐野委員

それで、同じ趣旨になるのですけれども、同じ答弁の中で、去る２月25日に三役と部長職から成る財政健全化緊

急対策会議を設置して、今後、財政対策をする、こういう答弁になっていたのです。2月25日というのは、予算編成が、厳しい中でも一応終わっている段階で、なぜまたさらに緊急的な対策会議なのかということをもふと思ったのですが、その設置した目的だとか、緊急に取り組むべき課題ということを行っていますから、それは何なのか。今、部長がおっしゃったように、将来的な話と緊急的な話とか、いろいろな要素があると思うのだけれども、この辺をもう一回詳しく説明していただきたい。

○財政部長

14年度の予算を編成して議会にお示しした段階で、さきほど言いましたように減債基金も底をついている、それから、この数年、経済動向も余り好転の兆しがないだろうという中で、歳入で落込みがあるという危機的な状況であるということで、このままいきますと、財政再建団体にも陥りかねないということもあります。

ですから、そういう中で、近々にこの改善のために取り組むということで、市長直々の申出の中で、行政改革推進本部はあるのですけれども、その中から緊急に財政効果の上がるものを抜き出して早急に取り組むべきであるということで、特に人件費の問題、機構の問題、そういうものをまず中心に、中の改革を含め、庁内的にも全職員が一丸となって健全化に取り組む、こういうことが必要だという認識のもとに今回の緊急財政改革会議という形になったわけでございます。

○佐野委員

今おっしゃられたことも関連するのですけれども、減債基金との関係から尋ねたいのですが、12億 7,000万円を取り崩して、現在、残り3億 1,600万円しかないわけですね。それしかないという話です。

ところが、今おっしゃられたように、13年度の決算でどのくらい不用額が出て戻るかというのはあるにしても、現実問題として、今言ったように、6月にごみの広域云々ということで1億円ぐらいかかるわけでしょう。それから、病院の基本構想をまとめるというふうになると、これは病院会計に繰出しをするわけだから、とりあえず1,000万円ほどかかると思うのです。

そうすると、3億 1,600万円のうち、黙っていたって2億円ぐらい抜いてしまうという話になると、正に、米びつの底にお米がばらばらとしか残らない、こういう話なのです。どうするのかなと。本当に人ごとでない。ちらっと出た赤字再建団体なんていうのは、絶対にそうしてはいけない話だと思うし、とても心配なのです。もう少し具体的に、どうするか、考え方を聞いておきたい。職員の給与云々の話も聞いていますけれども、これは余り突っ込んだ話にはならないと思うのですが、大枠としてどうするのか、ここのところを聞いておきたい。

○財政部長

お話がありましたように、減債基金がこれだけ底をついたのは過去にないことです。元年以降、国からの措置で、減債基金を財源として予算を組んできたわけですが、3億円まで減ってきた。お話のように、2定の財源も1億円強は出ていこうというふうに思います。13年度決算の不用額は、代表質問の答弁でもお話ししていますが、例年ほどは出ないだろう。それは、決算見込み中で相当洗いをかけましたので、数億円かなというふうに思います。ですから、何とかその財源をもって14年度をクリアしていきたいというのが基本です。

あとは、15年度の実際の予算を組む段階で、さきほども言った数十億円の財源不足をどのようにやっていくのか。それは、今後、さきほど言った財政健全化会議の中で、より具体性のあるものに取り組んで、目先の財源も要りますから、どれだけ現金的な要素の財源が出てくるか、出さなければならぬわけですが、そういうことで、今以上に重要な課題といえますか、真剣な視点で臨まなければならないというふうに思っております。

○佐野委員

これ以上の話は余りあれなのですが、いずれにしても、行革絡みしかないという話なのだけれども、即効性があるかないかという話なのです。それでなくても、洗って洗ってこれだけですから、また洗うということは必要なのだけれども、即効性がない。体制を見直したとしても、それは来年度以降の話ということで、なかなか難しい。

市長や三役の給与をカットされたということで、先頭になって身を切っているということは評価するのだけれども、数百万円という単位になっているし、即効性をどうするのかなどというのも、これまた緊急の課題で、職員の皆さんとともにという話になるのかなという感じがしていますが、いずれにしても、大変厳しい状況である。議会も、議員定数についてこの際頑張ろうということで、32人でということを行っていますし、北野さんは反対していますが、そういうようなことで、行政、議会ともに、これは乗り越えていかなければならないことだ、こういうことは申し上げておきたい。

それから、新年度予算と直接関係はないのですけれども、さまざまな建設事業費ということで、水道から土木から港湾から、いっぱい上がっています。この不況の中で、今、国もそうでしょうし、小樽も多分そうだと思うのですが、失業だとかリストラが多い業種というのは、運輸・建設の方が結構多いという話なのです。これは小樽市もそうですし、国もそうなのですけれども、公共事業が大きく減ってきて、こういう見直しも含めて、財政難のことも含めて、こういう事情にあるということなのです。

業界も、今までの官依存的な体質から、再編だとか経営方針の見直しだとかということで、変えようという大きなうねりというか、流れがあります。それはそれで大事なことですけれども、しかして一朝一夕にこういう体制になるものでもない、こういう実態だと思います。

私どものところに業界の方から結構お話が来るのです。それは、小樽市の建設予算を増やしてくれとかなんとか、そういうことではないのです。小樽市も金がないのだから、公共事業は増えないのだなと、しょうがないなとみんな言うのです。

ただ、言うてくることは、せめて計画された事業はできる限り早期に発注してくれと、これが唯一の願いだということです。冬場の工事、夏場の工事とありますが、冬の場合は、雪なんかでコストがかさんで大変だということです。仕事をそんなに増やせとは言わないけれども、せめて早期発注をしてくれと。

例えば、夏と冬では全然コストが違う。4月、5月の春先というのは本当に助かるということです。工事契約と同時に前渡し金みたいなものがあれば、とりあえずのスタートになるということです。こんな思いがすごくあるのです。だから、せめてそういう方向で行政も頑張っていただきたい、ということなのです。

今年も建設事業費が相当あるわけですから、各部長にどうなのだと尋ねたいのだけれども、時間の関係で、その辺の決意も含めて、助役の方からまとめて答えていただきたい。

○助役

毎年の新年度予算の時期に、早期発注という話が非常に強く出てくるわけでありまして、特に、今年に限りまして、景気がこういう状況だということも一つ大きな問題としてありますけれども、雪の関係で、トラック屋さんといいますか、運送業界にとっては非常に仕事がなくて困っているということもありますし、それから、一般の除雪業者につきましても同じような状態であるというふうな話を聞いております。

そういったことに配慮しながら、例えば、除雪の体制も、今年から新しいジョイント方式でもって発注しておりまして、職員も早期発注のための設計の準備に取りかかっているというふうに聞いておりますから、これは土木事業ばかりでなくて、庁内各部に共通して言えることですけれども、そういった点でも、従来にも増して早期発注の準備を早めていく、そういったことに取り組んでいく。一斉に早期発注をしまえば、あとは夏枯れや秋枯れということになりますから、そこまではちょっといけないにしても、何本かでも、単独事業でそういう準備ができるものについては、そういったことに配慮しながら、準備を進めてもらうというふうに、各部の工事担当部長をはじめ課長に周知をしたいというふうに考えております。

○佐野委員

助役が言われたように、ぜひバランスのよい発注をしていただきたい。季節バランスのある発注ということですね。

それから、除雪のことが出ました。今年から、ＪＶ、民間委託をやったのだけれども、これはいろいろ問題があるのです。今日は触れませんが、いずれにしても、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

港湾の分区指定について

最後に、港湾部に分区に関して質問いたしましたが、分区指定になってから５年の歳月が流れまして、この間、分区に基づく条例の精神が生かされた港湾行政というのがなされてきたと思いますので、詳しく申し上げます。

参考までに、臨港地区の分区内容と指定面積を示していただきたいと思います。これは参考です。教えてください。

○（港湾）港政課長

私どもの臨港地区全体で 192ヘクタールほどございまして、その中を五つの港区と無指定区に分けてございます。それで、まず、商業港区につきましてはおおよそ 105ヘクタール、工業港区が32ヘクタール、漁港区が10ヘクタール、マリーナ港区で 6ヘクタール、修景厚生港区で 4ヘクタール、残りが無指定区という形になっております。

○佐野委員

それぞれはわかるのですが、無指定区が35.6ヘクタールという結構大きな面積を持っているので、それはどんな用途になるのか、これが一つです。

それから、答弁の中で、いろいろな関係の方からも条例の見直しを求める声があるというふうに答弁なさっているので、どのような声が届けられているのか、具体的に示していただきたい。

最後に、三つ目の質問なのですが、近く方針をまとめていきたい、そういうふうに言っているのです。要するに、分区の弾力的運用ですから、分区の精神を壊さないで、弾力的に用途別に見直しをしてくださいというのが私どもの質問の趣旨でしたが、それに対して、具体的な検討方針を近く示したい、そういう答弁で終わっていますから、具体的な方針について、もう少し具体的に答えていただきたい。

以上、３点質問して、終わります。

○（港湾）港政課長

まず最初に、無指定区のことでございますけれども、無指定区といいますのは、今申し上げましたような五つの港区の指定をしていないところでございまして、私どもの分区条例上は一応網がかかっていないといいますか、用途の指定がないところでございます。ただし、ご存じのように、こういう行政区域の中で、私どもの分区条例だけではなくて、建築基準法の指定とか、いろいろな形で網がかかってございますので、それらの中で個々の案件を判断していく、そういうような地域というふうにご理解いただければと思います。

それから、条例の見直しの声ということでございますけれども、最近、景気動向が余りよろしくないということもありまして、港湾業界を含めまして、臨港地区の中を本来の港湾管理業務のために使うということがなかなか難しくなってきました。したがって、港湾の業界の皆様が、本来の港湾業務を離れて、ほかの事業活動もしてみたいというようなことから、私どもの方にも何件かそのような声が上がっているということでございます。

それから、近く方針をまとめるというふうにお答えをさせていただきましたけれども、見直しの観点といたしましては、一つは、さきほど言いました五つの港区と無指定区の区分ごとのエリアを見直すということがあろうかと思えます。

それから、その議論をさらに発展いたしますと、今申し上げました港湾活動を中心としたエリアの臨港地区というものをどう考えるかということも出てくるのかなと思います。

ただ、いずれにいたしましても、関係省庁まで協議をさせていただく大事な案件になりますので、これらの目標について考え方をまずまとめまして、それまでの過程の中でどう対応していくか、それらも一緒にあわせて検討していきたいというふうに思います。

○佐野委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

委員長にお願いがありますが、理事会では５時という時限がついていました。それにはもう時間がありません。それで、時間になったらすぐ言ってください。あきらめます。

それから、理事者の皆さんにお願いをしておきたいのですが、私は陳情第71号についての通告をしておりました。しかし、これは昨日、総務常任委員会の方に付託されましたので、通告から削除しておいていただきたいと思います。

それでは、質問に入りますが、いずれにしても、今、佐野委員からもありましたけれども、非常に厳しい財政の中で、私たちにも市民からいろいろたくさん要望は来ていますが、それさえ控えなければならないという状況でございます。しかし、市長は、そういう厳しい中でも、少子・高齢化が進行する中で、子どもさんやお年寄りに優しい社会づくりに真っ向から取り組んできた姿勢は私どもは評価したい、こう思っています。一時、ためこみ主義だとか何とかと言われた時期が懐かしいということは思うのですけれども、しかし、今、財政部長がおっしゃったように、もしかしたら財政再建団体に落ちるかもしれないというような危機感もございますが、一般、特別、企業を全部合わせて76億円も緊縮したマイナス 5.1%の今回の財政の状況です。我々自身も非常に危機感を持っています。ですから、そういう意味で、これから申し上げることは、できるだけ、予算よりも、人の命といいますか、そちらの方にウエートを置いた方向の質問をさせていただきたい、こう思います。

井戸水の飲用利用対策について

一つは、井戸水の飲用利用対策なのです。

今、小樽市内に、井戸水を飲むために使用している世帯が 159軒あるそうでございます。しかし、先般、道で検査しました結果、硝酸や亜硝酸窒素などの発がん性物質の濃度が国の環境基準を超えている、小樽市がそれに該当している、こういうふうに報道されております。これはゆゆしき問題だと思っていますので、今の 159軒中、基準値を超えているのは何軒あるのか。

それから、今後の指導方についてはどういうふうに考えているか。

それから、水道水の給水不可能世帯が54軒あるのです。この人たちに対しては、水道が引けないわけですから、どういうふうな対策をするのか、まとめて質問しますので、お答えください。

○（保健所）生活衛生課長

今お尋ねの件でございますが、159軒の内訳は、水道水を給水できる地域については 105軒、給水区域外の地域については54軒、合計 159軒ということでございますが、このうち、水質基準のポイントであります硝酸性・亜硝酸性窒素濃度の基準に合わないという世帯につきましては、給水区域内については 2 軒、給水区域外についても 2 軒ということで、合計 4 軒ということになっております。

また、硝酸性・亜硝酸性窒素濃度が高いということは、水源周囲の有機物等による汚れというのが最も多いということが原因として考えられるわけでございまして、その対策といたしまして、水源周囲をきれいにしておく、また、水源の変更をする、さらに、定期的な自主的な水質検査を実施していくことがあります。

給水区域内につきましては、できるだけ水道水を引くようにしていただきたいというようなことで指導している状況でございます。

また、給水ができない地域、水道水の給水が不可能な地域につきましては、飲用水について、まず安全確保という観点から、同じように、水源周囲の清潔保持や、井戸水を使っている場合については、煮沸消毒また塩素消毒、

それから定期的な自主検査をしてくださいというようなことで指導している状況でございます。

○武井委員

今の一番最後の問題なのですが、54軒中2軒、不適格な井戸を使っている人がいる、こういうお言葉でございますけれども、外ですから、水道は引けない。したがって、硝酸とか、これは中和かなんかをする方法というのはあるのですか。何か、こうすれば大丈夫だという指導方はあるのですか。もう少し具体的にお話してください。

○（保健所）生活衛生課長

硝酸性・亜硝酸性窒素濃度を減らすということは、消毒とかをすることだけではなかなか難しいものですから、とにかく、浅井戸が多いというか、深さが足りないと濃度が高くなってくるという形ですので、もう少し深く掘るようにするとか、水源を変えるとか、そういうことが必要だと思うのです。実際に除去をするということになれば、そういった設備などがあるのですが、それについてはそれだけのお金がかかるということがあるものですから、やはり、水源を変えるというのが一番いい方法だと思っております。

○武井委員

これは困った問題です。水源を変えるなんていったって、金がないというので、これはどうしようもない。みすみす、見ていて、この2軒の人たちが死ぬのを待っていなきゃならないのでは困るのです。ですから、これだという方法を何とかしなければならぬ。市民ですからね。

これは見た目ではわからないのです。硝酸を手につけて色が変わったり、何か白くなってきたとか、そんなものだったら、もう死んでしまうわけですから、ほとんどわからない数値だろうと思うのです。それで、致死量あるいは発がん性の基準を超えているというのだから、何か方法をしてあげなければならない。

その市民の人たちはわかっているのですか。この水は飲めない水なのだとすることはわかっているのですか。通告してあるのですか。いかがですか。

○保健所長

お答えします。

もちろん、その住民の方はご存じです。

一番問題なのは、結局、基準値がいろいろ厳しくなってきたということ、そして、発がん性のある物質がどんどん見つかってきたということです。かつては、無知のままに飲んでいても心配がなかったものが、発がん性というものに対して医学的にどんどんわかってきたということで、いろいろなものがわかってきたわけです。

そうすると、今のような、地下水が汚染されている可能性がある時代になってきて、井戸水というのはかなり厳しいと思うのです。それは厳しいとわかっている、住民の方から、今まで飲んできていて何ともないからいいのだという意見は強いみたいです。

それに対して、今後どれだけの健康危機が起きるか。硝酸性・亜硝酸性窒素は、子どもに発がん性が強くある。ですから、変な言い方ですけども、これまで何十年も飲んできて、これからも飲み続けて、果たしてどれだけの確率で危険性があるかということ、これは医学的に非常に難しいのですけれども、理論の上では、よくないということと言えるわけです。ですから、あくまでも行政の指導は必要なのですけれども、それでは、どういう指導がより好ましいのかというのは非常に難しいと思います。

ですから、現時点では、それは余りいい水でないことは指導していますし、水道水の方がいいのだということは指導はすべきだと思いますけれども、水源を変えていくとか、どこまで積極的に指導すべきということはちょっと難しいと思います。

○武井委員

今、所長さんも、水源を変えることは難しいのだとおっしゃいました。そうしたら、どうしようもないのだよね。水源を変えることはできない、しかし、危険で赤信号だ。この地区はどこか、お話はできますか。

○（保健所）生活衛生課長

忍路の地区でございます。

○武井委員

水源も変えられない、しかし危険だ、しかも場所もはっきりしているとなれば、いずれにしても、何かしなきゃならないわけですが、保健所の方で、これから、本人に危険であることをよく理解させて、何か方法を講じなければ、小樽市民の生命にかかわる問題ですから、ぜひとも内部で検討して方法を立ててください。いいですね。

経営支援特別資金について

次は、経営支援特別資金の規制の問題なのです。弱者というか、中小企業の町ですが、そういう中小企業の方々の助けるための融資制度、これに規制があるのです。この規制について、わからない部分をお尋ねいたします。

これは、融資の返済に充てるような企業は該当しない、こういう表現になっているわけです。ところが、私も質問しておりますように、上限 500万円まで借りられることになっているのです。例えば、100万円は返済に充てる、400万円は運転資金に回す、こういうような企業にも、それは返済するための金なのだから、この融資には該当しない、こういうことになるのでしょうか。私は、これだったら非常にかわいそうな気がするのです。

それで、市長の答弁では、今後のこの制度の利用状況を見ながら、取扱金融機関とも協議したい、こうお答えになっているのですが、この協議というのは前向きの協議なのか後ろ向きの協議なのか、どちらなのか、それをはっきり言ってください。

○経済部長

返済資金の関係でございますけれども、私たちとしては、当初、返済資金も含めてどうなのかということを経済部で検討した経過があります。それで、これにつきましては、金融機関が20%のリスクを負う、そういう仕組みがありまして、金融機関とも協議をした中で、余り前向きでないというか、そういう部分もありまして、当面、予算の全体の枠もあるのですけれども、事業資金ということでスタートしようかということでこの制度をつくったのです。

それで、武井委員の方からお話がありまして、全部を返済資金に充てるのではない、借りたお金のうち、ほとんどは事業資金に回る、一部を返済資金にというお話がございました。私たちとしては、年度当初は事業資金なのですが、そういうお話もございましたので、再度、そういうことが可能かどうか、でき得れば返済資金を含めてやれば一番いいわけですので、そういう考え方で金融機関とやりとりしてみたいという意味で、市長の方からご答弁をした経緯がございますので、そういうことで受け止めてお願いしたいと思います。

○武井委員

これは、本当に、涙の乾かないような施策をとってほしい。市も、非常に苦しい財政の中で、いよいよのときは80%もリスクを負うという中身の問題なのですから、よかったなと市長の方を拜んで寝るぐらいの業者が1軒でも多くなるようにしてほしい。

佐野さんでないけれども、一般の企業の方々も、財政の厳しいことも知っている、だから、無理なことは言わない、だけれども、せめてこのぐらいのことはしてほしいと、そういう良心的な業者がいるのです。ですから、そういう方向に向けてぜひとも頑張っていただきたい。こういうことをお願いしておきます。

俳句全国大会について

次の問題は、俳句の問題です。

これも質問しておったのですが、俳句ポストを設置してから、今年で丸10年です。これまで投稿された俳句の数は1万 3,336ぐらいですか、非常に大きな数字になっています。これをまとめたら立派な本になるのじゃないかなと思うぐらいです。

これに対して、特選者が今 108名いるわけですが、今年中には 118名になるわけですが、この人たちを対象にして全国大会を開いたらどうかというのが私の主張です。そして、10年目の一区切りをつけて、また次の10年に向け

てやる。これは、小樽に来て、つくってくれた人なのです。ですから、こういう人たちがまたやるということについては、彼らは非常に喜ぶでしょうし、小樽市に対しても、血の通った行政だなど、こういうふうに感激すると思います。

市長は、これについて、実施主体も含め、開催方法などについて小樽俳句協会の方々の意見を伺いながら検討したい、こういうふうにご答弁されております。これもどうなのでしょう、前向きの姿勢なのでしょう。検討の結果、だめだということになるのですか、これについてご答弁ください。恐らく胸をたたいてくれると思っていますが、いかがですか。

○（経済）観光振興室長

今、委員がおっしゃいましたように、私どもの考え方は先般の代表質問で市長がお答えしたとおりです。

それで前向きかということですが、今考えておりますのは、小樽俳句協会の方で何か具体的に開催に向けていろいろな案を練っているということも聞いております。あそこは、そういった全国大会のノウハウがある協会でもありますので、そういった方のご意見を聞いて、仮に実施主体が俳句協会とするならば、市としてどういった支援ができるのか、事務的にどういうサポートができるのか、そういったものを話合って、いわゆる前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○武井委員

これは、観光振興室にばかり預けるのじゃなくて、教育委員会も、こういうところで、委員会の格をばっと上げるような協力をしてほしい。これはご要請しておきます。

石狩湾新港の港名変更について

次に、石狩湾新港の港名変更についてです。

私は石狩に聞きました。あなたの方で何で勝手に賛成の意を表したのか、こういうことで聞きました。そしたら、向こうからの返答では、そんなことを言った覚えはないのだ、小樽市さんのことを考えたら、そんなことは言えるわけがないでしょう、あれは非常に誤解を招く報道だというご答弁がありました。

ですから、向こうの方では、言ったことがないと言っているのですから、どういう誤解でああいう記事になったのか知りませんが、市長は、これらについては関係者と十分論議をしながら、協議を重ねて、しかも、今の名前になった経緯なども基調にしながら慎重に取り扱っていききたい、こういうご答弁です。そうでないと、3者のうちの2者が手を挙げたら、小樽が否でも応でも、そうなるのかなと思ったのですけれども、石狩の方の答弁がそういうことでございますので、ぜひとも、歩調を合わせて、道を蹴っ飛ばしてほしい、こういうふうに思います。

そういうことで、私が質問したときは、向こうはオーケーをしたのだということを前提にして言いましたが、昨日、そういうご返答がありましたので、訂正させていただきます。

介護保険について

それから、介護保険料の料金改定の問題です。

平成14年12月には、上げるか下げるか、その内容について明らかになる、こういうことでご答弁がありました。しかし、給付費も保険料の算定方法も今と変わらないで、現状のままいったならば、12月にはわかるけれども、今よりは高くなる、こういう答弁なのです。今より高くなるということは、料金が上がるということだろうと思うのです。

したがって、私の解釈が間違っていたら訂正してほしいのですが、この12月になって、給付費も保険料の算定方法も現状のまますっといったならば、平成15年は、3年目の見直しに当たるので、料金が高くなる、要するに値上げをする、こういうふうに私は市長答弁を理解しているのですが、これでいいか悪いか。

それで、来年の1定にはどうしても提示しなかったら間に合わないのですから、12月になれば、上がる額なども含めてわからなければならないと私なりに解釈しています。ですから、こういうような認識で、12月には、その額

も含めて提示がされるのかどうなのか、これらについてのご答弁をお願いします。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

介護保険料の次期保険料などの改定の関係でございますが、昨年12月と一昨年12月の利用者ベースで言いますと、413人、12.8%増加しております。しからば、給付費はどうかといいますと、これも12月で前年と比較いたしますと、約6,500万円、率にしますと9.6%増えている、こういった保険給付費の実態にあります。

これがこのとおり、これから今後もずっと引き続いていくと仮定をし、しかも、保険料の算定のルールも変わらない、こういうふうな状況で仮定をいたしますと、今やっております第3段階の月3,090円の部分が、額は申し上げられませんが、高くなるであろう、こういうふうにございます。

また、施設サービスの件については、北海道との調整の問題もございますので、今のところは、本年12月ごろには明らかにできる、こういうふうにございます。そういったことをございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○武井委員

そうしますと、私が今判断した内容でよろしいということですね。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

おおむねというか、大枠で申し上げますと、委員のおっしゃるとおりでございます。

○武井委員

次は、介護保険関係の中の施設関係についてお尋ねします。

特養の関係なのですが、市長が私の質問に対して、特養の待機者が多いことを前提に踏まえて答弁していらっしゃるのです。それを前提にしてどうお答えになっているかという、16年度の整備目標に対し、330床で、これは率では83%だ、したがって、計画の見直し作業を今進めている、要介護者の実態を踏まえ、必要に応じて施設計画を検討する、こう答弁されています。

施設計画を検討するということは、現在の83%の状況、330床の実態で待機しているのですから、これは増床をするという作業を現在進めている、こういうふうにございますか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

特別養護老人ホームの増床の計画を見直しするのか、こういうような内容かと思いますが、現行の計画は、平成12年度から16年度までの5か年の計画で進めております。この計画は、3年ごとに改めて5年の計画を立てることになっておりますので、14年度中に、15年度から19年度までの計画を立てることになっております。

立てるに当たりましては、今申し上げたように、実態であるとか、国の基本指針など国に従わなければならない決める事がありますけれども、こういったものを踏まえまして、また改めて特別養護老人ホームのサービス量については考えてまいりたいというふうにございます。

以上です。

○武井委員

15年から19年までの新しい計画が出る、そうすると、現在の12年から16年までの計画は全部消えてしまうのだ、こういう趣旨だろうと思うのです。12年から16年の間の計画、これは400床なのです。ですから、今作業を進めているということは、まず、83%を100%にする、さらに、その上、待機者がいた場合は15年から19年までの計画の中でどうしていくかということで、それはいろいろ条件があるでしょうし、国も知事も変更するかもしれませんが、したがって、そういうものでまた計画を練り直していく、こういうふうにございます、私はそういうふうにございます。間違いですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

おっしゃるとおりでよろしいかと思います。

○武井委員

今、特養の待機者が多いわけですから、ぜひともそういう方向で、とりあえず15年から19年までの5か年計画をやる前に、まず現在の計画で100%になるように増床を図ってほしい、こういうふうをお願いをしておきます。

○（福祉）高齢社会対策室長

この目標の関係でございますけれども、実は、私どもは、16年目標の100%達成に向けて、国、道に対して要望をしてきているところでございます。ただ、全国的な枠の問題がございまして、この関係が現在なかなか認められていないという中での見直し作業でございますので、改めて、これらの数字をもう一回きちっと計画し直す中で要求をしていく、こういう形になるかというふうに思います。

○武井委員

今、室長のおっしゃったのは、課長さんとちょっと食い違うのですか。それとも、同じことを言っているのだという意味ですか。どうも専門用語を使ったりなんかして、わからない。いかがですか。後ろ向きにしないでください。

○（福祉）高齢社会対策室長

同じかどうかといいますよりも、100%について確立したいという考え方は、私どもも現時点で要求しているところなわけです。この時点は、この計画見直しの中で一たん時期的に切れてしまうものですから、改めて、今言った計画を整理し直して、同じ数字になるか、もうちょっと増えるか、実態として数年増えていますので、多少変わるだろうと思いますので、それらを踏まえた上で、計画をし直して、その計画に合わせて私どもは努力していく、こういうことになります。

○武井委員

計画は、それぞれ5年、5年の計画があるわけですから、その中でやるのはいいのですが、平成14年度の期間の計画は、市長自身も待機者がいることは認めているわけですから、そういう方向に向けて努力をして、切れる15年から19年までは、その中でまた検討してもらって、こういうふうにしないと、ずるずるずるずるマイナスを引っ張って行って、次の5か年計画に取り組んでいく、こういうことじゃうまくないと思います。ですから、市長の精神を踏まえて検討してください。いいですね。

○（福祉）高齢社会対策室長

全く委員さんと同じ考え方でございます。

○武井委員

結核患者対策について

それでは、最後の問題にします。

最後の問題は、小樽病院にお尋ねします。

結核患者対策の問題ですが、素早い対応で、トイレはすぐ掲示板を出してもらって区別をされた。非常に電光石火の対応とおっしゃるのですが、本当によかったと思っています。

私は、それに加えて、財政が非常に大変なのだろうと思いますので、余り強いことは言わないで、優しい声で言おうと思っていますが、市立病院の6病棟の改良についてです。これは、市長答弁でも、今後とも特に安全対策に考慮しながら施設の改良に努める、こういうふうにお答えになっています。

当然、結核が感染するということは安全対策に欠けていることですから、それに対する安全対策を考慮して施設の改良に努めるとお答えになっているのですが、当面考えている施設の改良とはどのようなことを考えているのか、お答えください。

○（樽病）事務局長

6—1病棟について、お答え申し上げたのは、結核病棟についてのお尋ねでございましたけれども、ここの維持

補修、整備につきましては、病院全体として安全対策に配慮したいということでございます。

当然、その中では、特に老朽化が著しいものですから、電気、給排水、この辺が安全対策上一番手をかけなければならぬ。そういったことに配慮しながら、ご指摘がございました院内感染防止といいますか、そういった観点で手をつけていきたいということで市長からご答弁申し上げました。

○ **武井委員**

市長が答弁したのは、全病院のことを言っているわけではなくて、６病棟を対象にして言っておったわけです。私は、全般の安全を考えて電気がこうだということを質問しているわけではないので、私の言った６病棟に対する回答だと受け止めているのです。そういうことで踏まえていただかないと、答弁が食い違いになってしまいます。ですから、こういう方向で安全対策を進めていただきたいと思います。よろしいですか。

○ **（樽病）事務局長**

６―１結核病棟につきましては、委員もご承知のように、結核病棟のガイドラインというものがございます。これで設備基準もございますので、今ご指摘のあったことも含めて、院内で十分協議してまいりたいと考えてございます。

○ **武井委員**

終わります。

○ **委員長**

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。